

愛荘町多文化共生推進プラン(第2次)

基本理念

「何事もいっしょにやろう」精神で、
住みよい町づくりを推進しよう！



目次

第1章 多文化共生推進プランの基本的な考え方	4
1. プラン策定の背景	4
2. プラン推進の意義	4
(1) 外国人町民の受入れ主体としての町の役割と責任の明確化	4
(2) 外国人町民の人権保障と主体性の尊重	5
(3) 地域の活性化	5
(4) 町民の異文化理解力の向上	5
(5) ユニバーサルデザインのまちづくり	5
3. プランの位置づけ	5
4. 計画の期間	6
5. 用語の定義	6
(1) 多文化共生	6
(2) 外国人町民	6
(3) 在留資格	6
(4) やさしい日本語	7
第2章 愛荘町における外国人町民の概況と関連施策の推移	8
1. 人口静態統計	8
(1) 推移	8
(2) 国籍別	11
(3) 在留資格別	11
(4) 年齢階層別	12
(5) 居住地区別	15
2. 人口動態統計	15
(1) 転入時期別	15
(2) 転入時期別×在留資格別	15
(3) 転入時期別×国籍別	16
(4) 帰化	17
(5) 婚姻	17
(6) 離婚	18
3. 関連施策の概要	19
第3章 愛荘町多文化共生プランの体系と施策について	21
1. コミュニケーション支援	22
(1) 日本語を母語としない人にも分かる情報発信	22
(2) 日本語や日本社会に関する学習の支援	24
(3) 相談体制の整備	26
2. 生活支援	29
(1) 住まいの環境の整備	29

(2) 働く環境の整備	30
(3) 健やかな生活を送るための環境の整備.....	31
(4) 安心な生活を送るための環境の整備.....	32
(5) 防災・生活安全の環境の整備	34
3. 子どもの育ちを支える	38
(1) 保育・就学前教育	38
(2) 子育て支援	41
(3) 子どもが夢を持てる教育体制の充実.....	47
4. 多文化共生の地域づくり	56
(1) 町民の多文化共生への理解促進	56
(2) 人権尊重の意識づくり	57
(3) 外国人町民の自立と地域社会への参画.....	59
(4) 町民が主体となつて行う多文化共生活動の支援.....	61
5. 多文化共生推進体制の整備	63
(1) 庁内の推進体制の整備	63
(2) 地域・団体などにおける役割分担と連携・協働.....	64
(3) 国、県および他市町との連携	66
【参考資料】	67
愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会設置要綱.....	67
愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会経過.....	69
愛荘町多文化共生推進プラン推進本部設置規程.....	70
愛荘町多文化共生推進プラン策定体制	71
関連文献一覧	72

【図表目次】

図 1 旧愛知川町の外国人人口および総人口に占める割合の変遷（1957年～2004年）.....	8
図 2 愛荘町の外国人人口および総人口に占める割合の変遷（2005年～2016年）.....	10
図 3 国籍別外国人人口（2011年、2017年）.....	11
図 4 在留資格別外国人人口（2011年、2017年）.....	12
図 5 外国人人口の年齢階層別ピラミッド（2011年）.....	13
図 6 外国人人口の年齢階層別ピラミッド（2017年）.....	13
図 7 住民全体の年齢階層ピラミッド（2017年）.....	14
図 8 外国人住民の転入時期別割合（2016年11月）.....	15
図 9 外国人住民の転入時期別・在留資格別内訳（2016年11月時点居住者）.....	16
図 10 外国人住民の転入時期別・国籍別内訳（2016年11月時点居住者）.....	17
図 11 滋賀県教育委員会「平成29年度 学校を核とした地域力強化プラン」の概要.....	45
図 12 義務教育年齢の外国人の就学先（2017年）.....	47
図 13 外国人生徒の中学校卒業後の進路（2012～2016年累計）.....	50

表 1	旧愛知川町の外国人人口および総人口に占める割合の変遷（1957年～2004年）	9
表 2	愛荘町の外国人人口および総人口に占める割合の変遷（2005年～2016年）	10
表 3	国籍別外国人人口（2011年、2017年）	11
表 4	在留資格別外国人人口（2011年、2017年）	12
表 5	外国人人口の年齢階層別分布（2011年、2017年）	13
表 6	年齢階層別の外国人人口と割合（2011年、2017年）	14
表 7	学区別の外国人人口・世帯数と割合（2012年、2017年）	15
表 8	外国人住民の転入時期別内訳（2016年11月時点居住者）	15
表 9	外国人住民の転入時期別・在留資格別内訳（2016年11月時点居住者）	16
表 10	外国人住民の転入時期別・国籍別内訳（2016年11月時点居住者）	16
表 11	帰化者数（2005年～2018年）	17
表 12	外国人住民の婚姻件数と割合（2007年～2017年）	18
表 13	離婚に関する統計（2007年～2017年）	19
表 14	定住外国人生活支援員相談件数（2012年度～2016年度）	27
表 15	就学前年齢の子どもの年齢別内訳（2017年8月時点）	38
表 16	コレジオ・サンタナ学園に在籍する就学前年齢の子ども（2017年11月現在）	39
表 17	親が外国人の出生数と割合（2007年～2017年）	42
表 18	義務教育年齢の子どもの年齢別内訳（2017年8月時点）	47
表 19	義務教育年齢の外国人の就学先（2016年、2017年）	47
表 20	町立小中学校在籍の外国人児童生徒数推移（学校別、2006年～2017年）	48
表 21	町立小中学校在籍の外国人児童生徒数（学校別、2015年度～2017年度）	48
表 22	町立小中学校在籍の外国人児童生徒数（国籍別、2015年度～2017年度）	49
表 23	外国人生徒の中学校卒業後の進路（2012年度～2016年度）	50
表 24	コレジオ・サンタナ学園に在籍する子どもの人数（2017年11月現在）	51
表 25	サンタナ学園在籍の小学校年齢の子どもの人数（年齢別、2016年、2017年）	49

第1章 多文化共生推進プランの基本的な考え方

1. プラン策定の背景

愛荘町は、住民に占める外国人比率が3.89%（2017年12月現在）と、県内で2番目に外国人比率が高いまちです。

外国人町民が日本の社会の中で安心して生活していくためには、外国人の労働環境等、国の各種制度の見直しも必要ですが、地方公共団体は、町民、納税者の一人として外国人町民にも日本人と同様の行政サービスを提供する役割を担っており、地域における草の根交流の担い手である自治会の果たす役割も大きいと言えます。

そして、何より重要なのは、多文化共生の真の担い手である町民一人ひとりが「国籍や民族、文化などの違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」です。誰もが同じ地域に暮らす町民として、相互に理解し、地域の構成員として、役割と責任を果たし、安心して生活できる多文化共生の地域社会が望まれます。

こうした中、国においては2006年に総務省が「地域に於ける多文化共生推進プラン」を策定し、各地方自治体において多文化共生の推進に係る指針・計画を策定することを求めました。これを受けて、滋賀県においては、多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため、2010年に「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定しました。愛荘町でも翌2011年に「愛荘町多文化共生推進プラン【第1次】」を策定しました。

その後、滋賀県においてはプラン策定後の経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応、定住化傾向の外国人住民の増加や国籍の構成変化などの現状を踏まえ、より実情にあったプランとなるよう見直しを行い、2015年4月に「滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）」を策定しました。愛荘町においても、同様に見直しを行い、第2次プランの策定を行おうとするものです。

2. プラン推進の意義

愛荘町では、次の5つを多文化共生の意義と捉え、本プランに基づくさまざまな取組みを通じて、多文化共生社会の実現を目指していきます。

(1) 外国人町民の受入れ主体としての愛荘町の役割と責任の明確化

愛荘町は、町民に行政サービスを提供する基礎自治体であり、外国人町民の地域社会への受入れ主体として果たすべき役割と責任があります。本プランの策定は、その役割と責任を明確にし、多文化共生の推進を図ることで、誰もが安心、安全に生活できるまちづくりの実現を図ります。

(2) 外国人町民の人権保障と主体性の尊重

多文化共生のまちづくりの推進は、日本国憲法、国際人権規約、人種差別撤廃条約などで保障される人権尊重の趣旨に合致するものです。また、「愛荘町人権尊重のまちづくり条例」ではあらゆる差別の撤廃と人権擁護に努めることとしており、すべての町民の人権が平等に尊重されることにもつながります。

外国人町民は、ともすると言葉の壁や生活の困難さなどから、「支援する対象」としてのみ捉えられがちですが、他の町民同様に地域社会を共に構成します。愛荘町では、2013年7月に制定した愛荘町自治基本条例において「町民はまちづくりの主役であり、自主的、主体的にまちづくりを担うものとする」として「町民主権」を明確にしました。外国人町民も、この「町民主権」の主体です。

外国人も町民としての主体性を発揮してこそ、豊かなまちづくりができます。多文化共生推進は、外国人町民をエンパワーメントし、主体性ある町民としていくことにつながります。

(3) 地域の活性化

グローバル化が進展する中で、世界に開かれた地域づくりを積極的に推進することによって地域の魅力が高まります。また、地域の日本人町民と外国人町民が異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、活動を共にすることで、地域の一層の活性化や発展が可能になります。

(4) 町民の異文化理解力の向上

多文化共生のまちづくりを推進することで、町民の異文化を理解する感性を育み、全ての町民が共に支えあう関係づくりが進みます。また、豊かな国際感覚を身につけた町民の育成が可能となります。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり

言語や文化、能力などさまざまな特性や違いを認め合うことで、すべての人が利用しやすく、また、すべての人に配慮した暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの推進につながっていきます。

3. プランの位置づけ

以下の計画等と連携し、総合的に施策をすすめていきます。

【国】

・総務省「地域における多文化共生推進プランについて」（2006年）

【県】

・滋賀県「滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）」（2015年）

【町】

・愛荘町「愛荘町男女共同参画推進計画」（2009年）

- ・愛荘町「愛荘町総合計画 後期計画」(2013年)
 - 第6章「共に築く協働のまちづくり」3「国際・国内交流の推進」
- ・愛荘町「愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画」(2013年)
 - 第3章 6 外国人住民の人権が尊重される社会の実現にむけて・愛荘町・愛荘町教育委員会「愛荘町教育振興基本計画」(2015年)
 - 基本方針 5 共生社会に向けた教育の推進
 - 重要施策 1 1 外国人児童生徒への学習支援の充実

4. 計画の期間

本計画の期間については、平成30年度(2018年度)から34年度(2022年度)の5ヵ年間とします。ただし、この期間中に著しい社会変化等があった場合には、必要に応じて見直しします。

5. 用語の定義

本プランで使用している用語について、次のように定義します

(1) 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(2) 外国人町民

愛荘町では、2013年7月施行の「愛荘町自治基本条例」により、「町民」の定義を「町内に住所を有する者(以下「住民」という。)、町内で働く者および学ぶ者をいう」(第2条第2項)としました。この中にはもちろん外国人も含まれます。この「町民」の定義に従い、本プランでは、次のすべてを包括する言葉として「外国人町民」という言葉を使います。

- ・外国の国籍を持つ町民(外国籍町民)
- ・日本国籍で外国にルーツ・文化的背景をもつ町民(日本国籍取得者、国際結婚により生まれた人、中国帰国者など)

なお、文脈上、国籍が重要な意味を持つ場合は、それを明確にする目的で、「外国籍町民」「外国にルーツを持つ町民」など、別の表現を用いる場合があります。

(3) 在留資格

入国管理および難民認定法により定められた外国人が日本に在留するための資格で、活動内容により定められた資格と、身分または地位を有するものとして定められた資格とに分けられ

ます。就労が認められるものと、原則として就労が認められない資格があります。

在留資格の例

- ・ 特別永住…戦前から引き続き日本に居住している台湾・朝鮮半島出身者とその子孫
- ・ 永住…原則 10 年以上継続して日本に在留し、法務大臣が永住を認める者
- ・ 定住…法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者

(4) やさしい日本語

普通の日本語よりも簡単で、外国人町民にも理解しやすい表現に置き換えた日本語

例 今朝（けさ）→今日の朝 土足厳禁→くつをぬいでください

キャンセルする→やめる

第2章 愛荘町における外国人町民の概況と関連施策の推移

本章では愛荘町の外国人町民に関する人口等について、最新のデータに基づき※、「愛荘町多文化共生推進プラン【第1次】」策定時（2011年度）からの変化も含めて分析を行います。本章で用いる統計データは住民基本台帳における外国籍の住民の登録データに基づいた分析であることから、ここでは前章で述べた定義の「外国人町民」ではなく、「外国人」「外国人住民」という用語を用います。

なお、教育に関連する統計については、第3章において、該当する施策の現状と課題を述べる中で扱います。

1. 人口静態統計

(1) 推移

旧愛知川町時代を含め、1957年以後の外国人人口と総人口にしめる外国人人口の割合などの推移を整理したものが、表1、図1、表2、図2です。1989年の入管法改正以後、中南米出身者を中心に外国人人口が急増し続け、2008年に1133人でピークに達しましたが、同年のリーマン・ショック以後、絶対数、総人口に占める割合とも減少傾向に転じました。しかし、2014年までは減少傾向が続いたものの、2014年の685人を底として再び増加傾向に転じています。

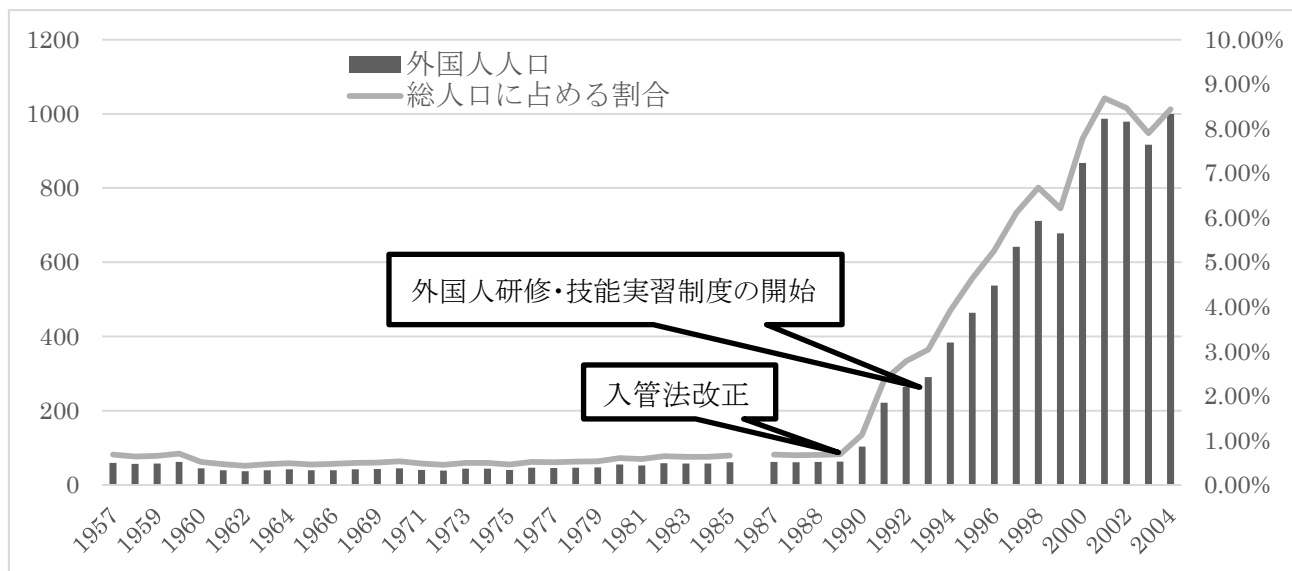


図1 旧愛知川町の外国人人口および総人口に占める割合の変遷(1957年～2004年)

※ この分析は、滋賀県立大学の公募型地域課題研究「小規模自治体における多文化共生推進に関する研究—事例収集と愛荘町の課題抽出」(研究代表者:河かおる 2016年度)の一環としてなされました。プランに反映するにあたり、なるべく最新のデータに更新しましたが、一部においては2016年度までのデータとなっています。

表 1 旧愛知川町の外国人人口および総人口に占める割合の変遷(1957～2004)

年	世帯数	外国人人口(A)													総人口(B)	A/B			
		総数(A)			韓国・朝鮮		中国	その他アジア	ヨーロッパ	北米		中南米	オセアニア	その他			無国籍		
		合計	男	女	男	女				男	女								
1957	10	60	30	30	30	30											8,809	0.68%	
1958	9	57	28	29	28	29											8,857	0.64%	
1959	9	58	27	31	27	31											8,875	0.65%	
1959	10	62	30	32	30	30					2						8,817	0.70%	
1960	9	45	21	24	21	24											8,662	0.52%	
1961	9	40	18	22	18	22											8,510	0.47%	
1962	8	37	18	19	18	19											8,584	0.43%	
1963	9	40	20	20	20	20											8,554	0.47%	
1964	9	42	21	21	21	21											8,625	0.49%	
1965	9	40	19	21	19	21											8,642	0.46%	
1966	9	40	20	20	20	20											8,453	0.47%	
1967	10	42	22	20	21	20								1			8,504	0.49%	
1969	10	43	22	21	22	21											8,504	0.51%	
1970	9	45	25	20	25	20											8,448	0.53%	
1971	10	41	23	18	23	18											8,505	0.48%	
1972	—	39			39												8,632	0.45%	
1973	—	44			44												8,790	0.50%	
1974	—	44			44												8,846	0.50%	
1975	—	41			41												8,915	0.46%	
1976	—	47			47												9,008	0.52%	
1977	—	46			46												9,013	0.51%	
1978	—	47			47												9,000	0.52%	
1979	—	48			48												9,057	0.53%	
1980	—	55			53	1								1			9,123	0.60%	
1981	—	53			53												9,093	0.58%	
1982	—	59			59												9,145	0.65%	
1983	—	58			58												9,146	0.63%	
1984	—	58			58												9,185	0.63%	
1985	—	61			60					1				1			9,178	0.66%	
1986	—																		
1987	—	62			62												9,075	0.68%	
1988	—	61			60					1							9,103	0.67%	
1988	—	62			61				1								9,121	0.68%	
1989	—	63			58	1	1		2		1						9,093	0.69%	
1990	—	104			57	1	1		2		43						9,216	1.13%	
1991	—	222			63	2	8		1	2	146						9,430	2.35%	
1992	—	264			62	1	4		1	1	195						9,486	2.78%	
1993	—	291			60		5			3	223						9,575	3.04%	
1994	—	384			67	22	4		1	1	290						9,795	3.92%	
1995	—	464			69	38	10		1	1	345						9,997	4.64%	
1996	—	537			74	25	24		2	2	410						10,210	5.26%	
1997	—	642			76	11	27		3	3	518				7		10,507	6.11%	
1998	—	712			77	35	49		3	3	545				3		10,668	6.67%	
1999	—	678			74	35	61		2	2	505				1		10,913	6.21%	
2000	—	868			72	69	125		×	×	597				×		11,156	7.78%	
2001	—	987			70	144	148		×	×	620		×		×		11,366	8.68%	
2002	—	979			67	122	142		×	×	645				×		11,561	8.47%	
2003	—	917			69	93	109		×	×	643				×		11,607	7.90%	
2004	—	1000			74	102	87		18	×	713	×			×		11,848	8.44%	

出典 滋賀県統計書各年版
 原注 総数には無国籍者を含む。×は、10人未満のため数字がふせてある箇所。
 備考 出典において総数の計算があわない場合は内訳の数字を優先した。

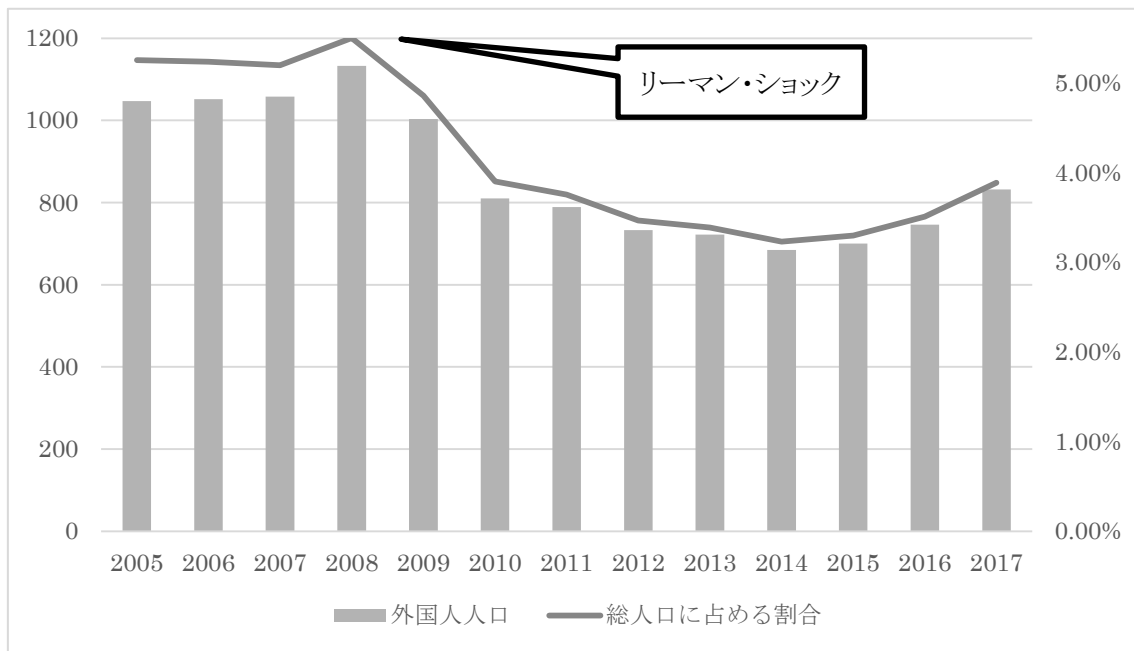


図 2 愛荘町の外国人人口および総人口に占める割合の変遷 (2005～2017)

表 2 愛荘町の外国人人口および総人口に占める割合の変遷 (2005～2017)

年	外国人人口 (A)								総人口 (B)	A/B
	総数 (A)	韓国 朝鮮	中国	その他 アジア	ヨーロ ッパ	北米	中南米	その 他		
2005	1047	85	109	68	19	×	761	×	19,921	5.26%
2006	1052	83	152	74	16	×	721	×	20,090	5.24%
2007	1058	70	129	83	18	×	752		20,354	5.20%
2008	1133	67	154	105	18	×	783	×	20,589	5.50%
2009	1003	60	127	84	×	×	711		20,635	4.86%
2010	810	62	73	66	3	2	604		20,748	3.90%
2011	789	67	72	72	3	3	572		21,010	3.76%
2012	733	62	68	68	5	4	526		21,150	3.47%
2013	722	53	61	86	2	7	513		21,307	3.39%
2014	685	45	60	109	4	7	460		21,209	3.23%
2015	700	46	75	121	2	7	449		21,217	3.30%
2016	746	41	81	124	2	5	491	2	21,253	3.51%
2017	832	41	73	146	2	7	561	2	21,397	3.89%

出典 滋賀県統計書各年版 各年 12 月 31 日現在

2016・2017 年は愛荘町の住民基本台帳人口調査票による。

原注 ×は、10 人未満のため数字がふせてある箇所。

備考 出典において総数の計算があわない場合は内訳の数字を優先した。

(2) 国籍別

2011年6月現在と、2017年12月現在の外国人人口の国籍別内訳を示したものが、表3、図3です。ブラジル国籍が依然として圧倒的に首位を締めるものの、絶対数・割合はやや減少しています。一方で、フィリピン国籍、ベトナム国籍が増加しています。ベトナム国籍増加の要因は、技能実習制度による在留者が増えたためです。

表3 国籍別外国人人口(2011年、2017年)

国籍	2011年6月	2017年12月
ブラジル	516	507
フィリピン	59	84
中国・台湾	73	73
ベトナム	2	53
ペルー	40	47
韓国・朝鮮	65	41
アメリカ	2	7
チリ	1	5
インド	0	4
タイ	3	3
パラグアイ	3	2
シンガポール	1	1
モンゴル	0	1
イギリス	0	1
ポーランド	0	1
その他国籍	11	0
未決定者	0	2
合計	776	832

出典：愛荘町住民基本台帳

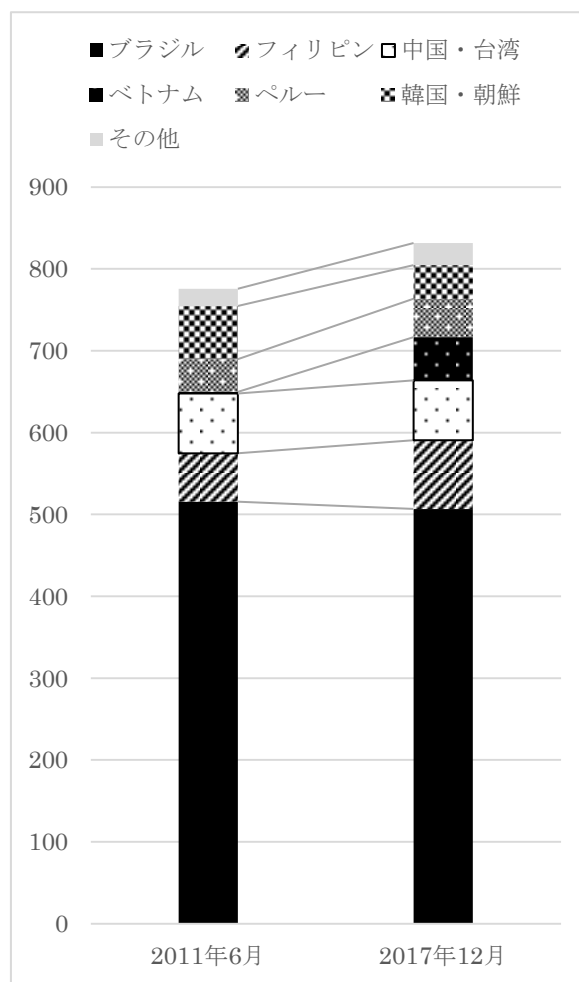


図3 国籍別外国人人口(2011年、2017年)

(3) 在留資格別

2011年6月現在と、2017年12月現在の外国人人口の在留資格別内訳を示したものが、表4、図4です。まず、身分に基づく在留資格による滞在が全体の8割以上を占めていて、中でも永住者の絶対数・割合が大きく、この6年半の間にさらに増加しました。特別永住者の絶対数・割合が減少したのは、帰化などによると推定されます。活動に基づく在留資格の中では技能実習制度関連の在留資格が多く、6年半前に比べて微増しています。

表 4 在留資格別外国人人口(2011年、2017年)

在留資格		2011年6月	2017年12月	備考
身分に基づく在留資格	永住者	326	403	
	定住者	203	201	
	日本人の配偶者等	94	55	
	特別永住者	57	34	
	永住者の配偶者等	8	18	
活動に基づく在留資格	技能実習1号イ	0	2	技能実習 制度関連
	技能実習1号ロ	9	10	
	技能実習2号ロ	5	28	
	研修	21	—	統合 2015年～
	技術	25	31	
	人文知識・国際業務	1		
	家族滞在	9	18	
	研修	—	12	
	企業内転勤	2	10	
	技能	0	4	
	特定活動	5	2	
	教育	2	2	
	短期滞在	2	0	
	興業	1	0	
	不明	6	2	
合計	776	832		

出典：愛荘町住民基本台帳

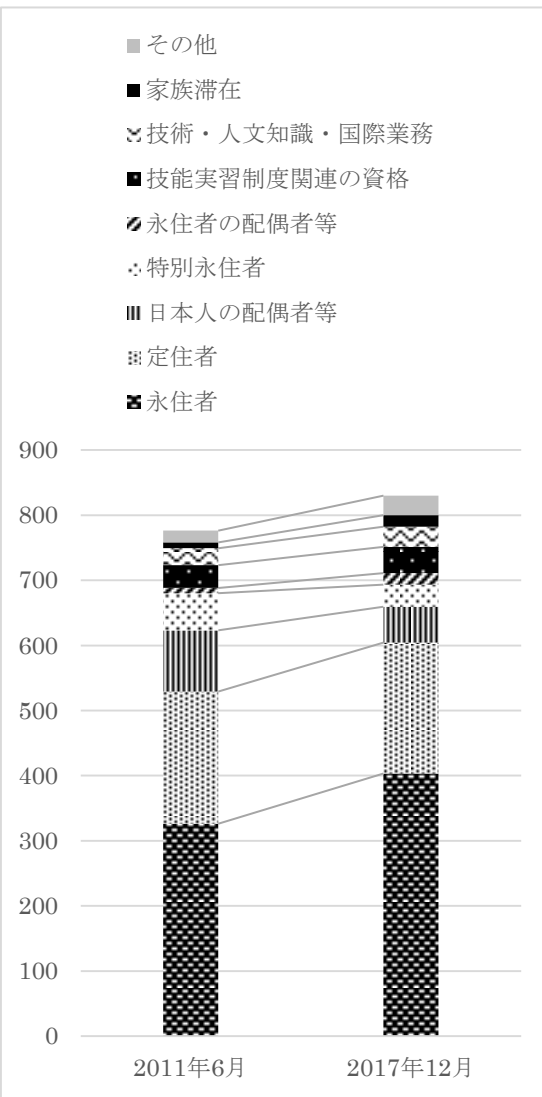


図 4 在留資格別外国人人口(2011年、2017年)

(4) 年齢階層別

2011年6月現在と、2017年12月現在の外国人人口の年齢階層別内訳を示したものが、表5、図5、図6です。20代後半から40代の年齢層(特に30代)が突出して多い傾向にあった2011年に比べると、2017年は日本人も含めた住民全体の年齢階層分布(図7)に近い形になってきています。しかし依然として外国人人口の年齢階層別分布は、稼働年齢層の割合が高いという特徴が見られます。

表 5 外国人人口の年齢階層別分布(2011年、2017年)

年 齢	2011年6月						2017年12月					
	男性	分布%	女性	分布%	合計	分布%	男性	分布%	女性	分布%	合計	分布%
0～9	40	9.9	48	12.9	88	11.3	44	10.1	50	12.6	94	11.3
10～19	43	10.7	34	9.1	77	9.9	50	11.5	34	8.6	84	10.1
20～29	83	20.6	68	18.2	151	19.5	98	22.5	59	14.9	157	18.9
30～39	109	27.0	110	29.5	219	28.2	91	20.9	98	24.7	189	22.7
40～49	79	19.6	64	17.2	143	18.4	69	15.8	66	16.7	135	16.2
50～59	33	8.2	33	8.8	66	8.5	55	12.6	55	13.9	110	13.2
60～69	15	3.7	9	2.4	24	3.1	19	4.4	24	6.1	43	5.2
70～79	1	0.2	7	1.9	8	1.0	9	2.1	9	2.3	18	2.2
80～89		0.0		0.0	0	0.0	1	0.2	1	0.3	2	0.2
合計	403	100.0	373	100.0	776	100.0	436	100.0	396	100.0	832	100.0

出典：愛荘町住民基本台帳

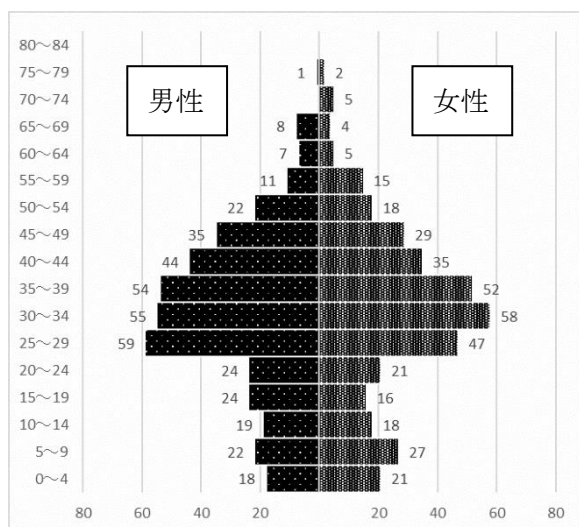


図 5 外国人人口の年齢階層別ピラミッド(2011年)

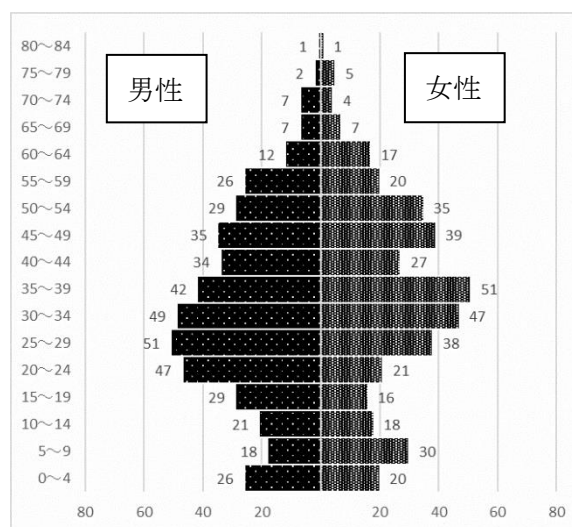


図 6 外国人人口の年齢階層別ピラミッド(2017年)

外国人人口が住民全体の人口に占める割合が何%であるかがよく注目されますが、ライフステージ別に必要な行政サービスも異なっており、年齢階層別に見ることは重要です。そこで年齢階層別の住民全体の人口と外国人人口とその割合を2011年と2017年について見たものが表6です。両年とも、20代から30代までにおいて当該年齢階層全体の人口に占める外国人人口の割合が顕著に高いです、2017年のほうが少し低くなっています。一方、50代以後の外国人人口比率は2017年のほうが高くなっています。

外国人人口の割合が、稼働年齢層（15～64歳）において高く、高齢層（65歳以上）におい

て低いということは、働いて納税し、各種保険料の納付を行う年齢層において人口の割合が高く、それらの税金や保険料の「お世話になる」ことが多い年齢層において人口の割合が低いということです。特に、老齢年金や介護保険は、現役世代が老後世代を支える制度であり、日本で働く外国人住民は、母国におり日本の制度の枠外にある親や祖父母に送金しながら、日本の高齢者も支えていることになります。

表 6 年齢階層別の外国人人口と割合(2011年、2017年)

年齢	2011年6月			2017年12月		
	A	B	A/B	A	B	A/B
	外国人	全体	%	外国人	全体	%
0～4	39	1,212	3.2%	46	1,140	4.0%
5～9	49	1,220	4.0%	48	1,317	3.6%
10～14	37	1,132	3.3%	39	1,213	3.2%
15～19	40	1,031	3.9%	45	1,183	3.8%
20～24	45	1,247	3.6%	68	1,109	6.1%
25～29	106	1,490	7.1%	89	1,236	7.2%
30～34	113	1,588	7.1%	96	1,433	6.7%
35～39	106	1,650	6.4%	93	1,514	6.1%
40～44	79	1,382	5.7%	61	1,703	3.6%
45～49	64	1,129	5.7%	74	1,499	4.9%
50～54	40	1,085	3.7%	64	1,145	5.6%
55～59	26	1,181	2.2%	46	1,115	4.1%
60～64	12	1,425	0.8%	29	1,112	2.6%
65～69	12	985	1.2%	14	1,355	1.0%
70～74	5	821	0.6%	11	1,021	1.1%
75～79	3	872	0.3%	7	791	0.9%
80～	0	1,356	0.0%	2	1,511	0.1%

出典：愛荘町住民基本台帳

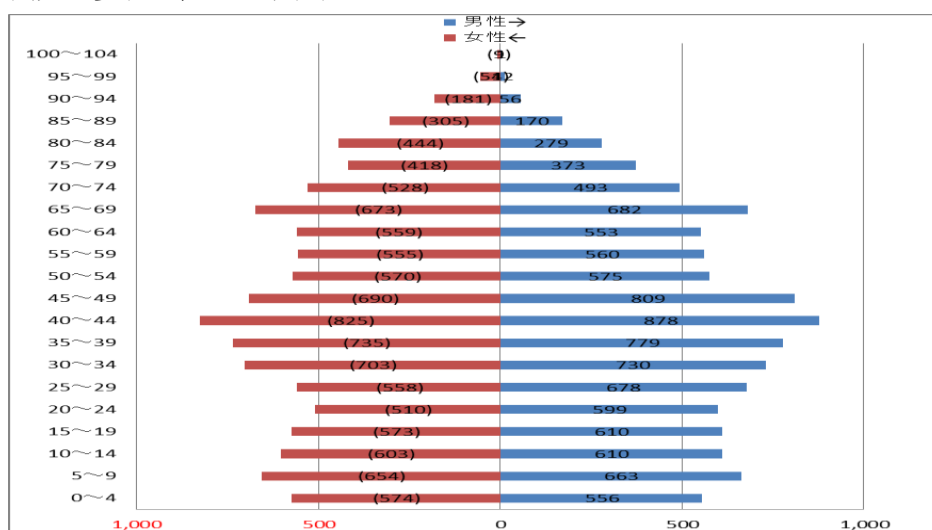


図 7 住民全体の年齢階層ピラミッド(2017年)

(5) 居住地区別

表 7 は、町内の 4 つの学区毎の外国人の人口・世帯数と当該学区における全体の人口・世帯数との関係を示したものです。愛知川小学校区が絶対数・比率ともに高く、また 2012 年から 2017 年にかけてその傾向は強まっています。一方で、秦荘地域の外国人人口・世帯数も少し増加しています。

表 7 学区別の外国人人口・世帯数と割合(2012 年、2017 年)

学区名	2012 年 12 月						2017 年 12 月					
	人口			世帯数			人口			世帯数		
	A	B	A / B	A	B	A / B	A	B	A / B	A	B	A / B
	外国人	全 体	%	外国人	全 体	%	外国人	全 体	%	外国人	全 体	%
秦荘東小学校	32	4,851	0.66	15	1,454	1.03	41	4,642	0.88	26	1,525	1.70
秦荘西小学校	41	3,312	1.24	16	1,056	1.52	67	3,383	1.98	32	1,125	2.84
愛知川東小学校	265	5,408	4.90	130	1,971	6.60	264	5,702	4.63	128	2,149	5.96
愛知川小学校	395	7,517	5.25	181	2,731	6.63	460	7,670	6.00	193	2,965	6.51
合計	733	21,088	3.48	342	7,212	4.74	832	21,397	3.89	379	7,764	4.88

出典：愛荘町住民基本台帳

2. 人口動態統計

(1) 転入時期別

外国人登録法廃止にともない、2012 年 7 月 9 日付けで外国人住民が住民基本台帳に記載されました。そこで 2012 年 7 月 9 日以後の外国人住民の転入時期のデータを一覧にしたものが表 8、図 8 です。2012 年 7 月以前から継続して居住している者の割合は半分以下の 46%に止まり、現在、愛荘町に居住している外国人住民の半数以上は、この 4~5 年の間に転入してきたということがわかります。2013~2016 年の転入者数推移を見ると、毎年増えており、特に 2016 年が極めて多いように見えますが、このデータは 2016 年 11 月時点で居住している人のデータなので、その時点で既に転出した人は含まれていません。

表 8 外国人住民の転入時期別内訳(2016 年 11 月 30 日時点居住者)

転入時期	人数
2012 年 7 月 9 日以前	343
2012 年 7 月 9 日~12 月	13
2013 年 1~12 月	49
2014 年 1~12 月	63
2015 年 1~12 月	92
2016 年 1~11 月	188
合計	748

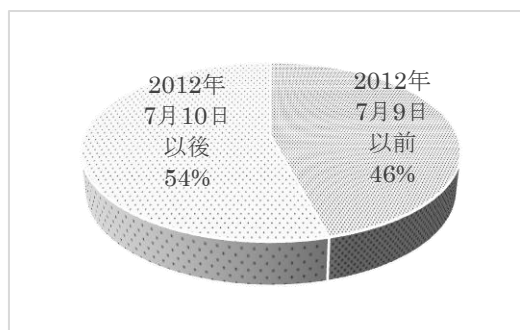


図 8 外国人住民の転入時期別割合(2016 年 11 月)

(2) 転入時期別×在留資格別

2016年11月現在、愛荘町に住民登録のある外国人住民について、転入時期を2012年7月9日以前と以後のグループに分けて、それぞれの在留資格の内訳を見たものが表9、図9です。2012年7月9日以前から引き続き居住しているグループでは、永住者の割合が顕著に高く、比較的最近転入してきたグループは、定住者、技能実習関連、技術・人文知識・国際業務の在留資格の割合が顕著に高いです。

なお、技能実習関連資格による在留期間は、長くて3年間なので、技能実習関連資格の在留者が2013年以前に見られないのは、既に帰国しているからです。

表9 外国人住民の転入時期別・在留資格別内訳(2016年11月時点居住者)

在留資格	身分に基づく在留資格					活動に基づく在留資格			
	永住者	定住者	日本人の配偶者等	特別永住	永住者の配偶者等	技能実習関連資格	技術・人文知識・国際業務	家族滞在	その他
2012年7月9日以前	242	47	16	30	3		2		3
2012年7月10日以後	136	120	27	3	12	54	35	10	8
合計	378	167	43	33	15	54	37	10	11

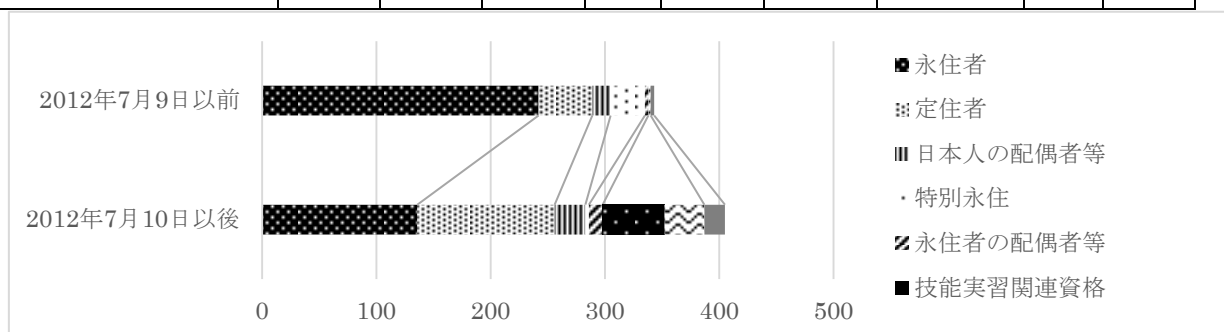


図9 外国人住民の転入時期別・在留資格別内訳(2016年11月時点居住者)

(3) 転入時期別×国籍別

同様に、国籍別の内訳を示したのが表10、図10です。比較的最近転入してきたグループは、中国・台湾、フィリピン、ベトナムの割合が顕著に多いです。中国とベトナムに関しては、技能実習関連の在留資格者が多いことが影響しています。

表10 外国人住民の転入時期別・国籍別内訳(2016年11月時点居住者)

転入時期	ブラジル	中国・台湾	フィリピン	韓国・朝鮮	ペルー	ベトナム	その他
2012年7月9日以前	226	14	27	34	32	1	9
2012年7月10日以後	214	67	48	7	17	36	16
合計	440	81	75	41	49	37	25

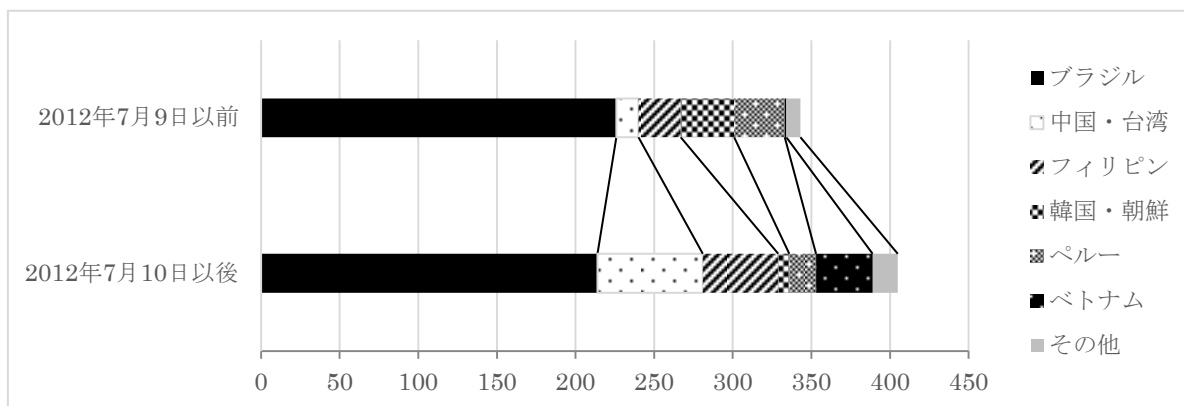


図 10 外国人住民の転入時期別・国籍別内訳 (2016年11月時点居住者)

(4) 帰化

町内に住民登録（外国人登録）する外国人のうち、2005～2018年の間に日本国籍を取得（帰化）した外国人住民の数を示したのが表 11 です。帰化前の国籍は不明ですが、韓国・朝鮮が多いと推測されます。

表 11 帰化者数(2005～2018年)

期間	人数
2005～2009年	9
2010～2014年	12
2015～2018年6月まで	9

(5) 婚姻

2007年から2017年までの年次別に、夫婦とも外国人、夫婦のどちらかが外国人(国際結婚)、夫婦とも日本人を含む婚姻件数の総数の関係を示したのが表 12 です。「夫婦とも外国人」「夫婦のどちらかが外国人」(国際結婚)が婚姻件数全体に占める割合は、年度によって差がありますが、11年間の平均で約6.95%と、単純な人口比よりはるかに高いです。「夫婦とも外国人」の婚姻の倍以上の「夫婦のどちらかが外国人」(国際結婚)があることもわかります。全体の婚姻件数が減少傾向にある中、「夫婦とも外国人」「夫婦のどちらかが外国人」の婚姻件数は一定数あり、この傾向は今後も続く可能性が高いと思われます。

表 12 外国人住民の婚姻件数と割合(2007～2017年)

年	外国人婚姻 (A)			婚姻件数 (B)	外国人婚姻の割合 A/B (%)
	夫婦とも外国人	夫婦のどちらかが外国人	計		
2007	2	7	9	109	8.26%
2008	1	9	10	128	7.81%
2009	3	4	7	124	5.65%
2010	2	7	9	131	6.87%
2011	2	3	5	123	4.07%
2012	0	6	6	122	4.92%
2013	2	1	3	105	2.86%
2014	5	4	9	92	9.78%
2015	6	7	13	93	13.98%
2016	5	3	8	92	8.70%
2017	2	2	4	75	5.33%
合計	30	53	83	1,194	6.95%

(6) 離婚

2007年から2017年までの年次別に、夫婦とも外国人の離婚、夫婦のどちらかが外国人（国際結婚）の離婚、夫婦とも日本人を含む離婚件数の総数の関係を示したのが表13です。「夫婦とも外国人」「夫婦のどちらかが外国人」（国際結婚）の離婚が離婚件数全体に締める割合は、年度によって差がありますが、11年間の平均で約8.29%と単純な人口比よりはるかに高いです。「夫婦とも外国人」の離婚の倍以上の「夫婦のどちらかが外国人」（国際結婚）の離婚があることもわかります。

日本人との国際結婚または、非日系人で日系人と結婚している場合、離婚によって配偶者としての在留資格を失う（既に永住資格を得ている場合を除く）ため、事実上は離婚状態でも離婚に至っていないケースも存在する可能性があります。いずれにしても、一人親家庭への支援策において、外国人住民の存在を視野にいれる必要があります。

表 13 離婚に関する統計(2007～2017年)

年	外国人離婚 (A)			離婚件数 (B)	外国人離婚の割合 A/B (%)
	夫婦とも外国人	夫婦のどちらかが外国人	計		
2007	0	2	2	43	4.65%
2008	0	3	3	39	7.69%
2009	2	3	5	36	13.89%
2010	0	7	7	49	14.29%
2011	3	1	4	46	8.70%
2012	2	3	5	39	12.82%
2013	2	1	3	41	7.32%
2014	0	2	2	32	6.25%
2015	0	1	1	25	4.00%
2016	0	3	3	34	8.82%
2017	0	0	0	38	0.00%
合計	9	26	35	422	8.29%

3. 関連施策の概要

次に愛荘町で取り組んできた、国際化・多文化共生関連施策の概要を説明します。具体的な事業の内容などについては、第3章で述べます。

旧愛知川町の1997年から姉妹都市であるアメリカ合衆国ウィスコンシン州ウエストベンド市からの友好使節団員の受け入れに際し、住民による「姉妹都市交流実行委員会」を立ち上げ、国際交流の機会の提供と国際化社会に対応できる人材育成に力を入れてきました。

1980年代までは、地方自治体における「国際化」と言えば、こうした姉妹都市との国際親善交流活動を指していましたが、入管法改正に伴って1990年代以後に外国人住民が増加しはじめると、「内なる国際化」すなわち「多文化共生」の地域社会づくりの推進が全国的に課題となってきました。

愛荘町も例外ではなく、外国人町民の増加に伴い、外国人町民が暮らしやすい環境整備に努めてきました。旧愛知川町では、1998年から国際交流員を1名採用しました。合併して愛荘町となった2006年にはスペイン語で対応できる国際交流員を1名採用し2名体制とし、2011年には新たに教育担当1名を増員、名称も定住外国人生活支援員、教育国際指導員に変更して3名で相談・支援体制の充実を図りました。また、1999年度からは町広報ポルトガル語版を発行し、情報発信に努めています。2000年の町立図書館リニューアルに際しては、外国語の図書の実験を図り、2009年からは、庁舎内に多言語案内板を設置するなど、サービスの充実を図ってきました。

しかし、長引く経済不況の影響により、多くの外国人町民が職を失い、生活が不安定になり、

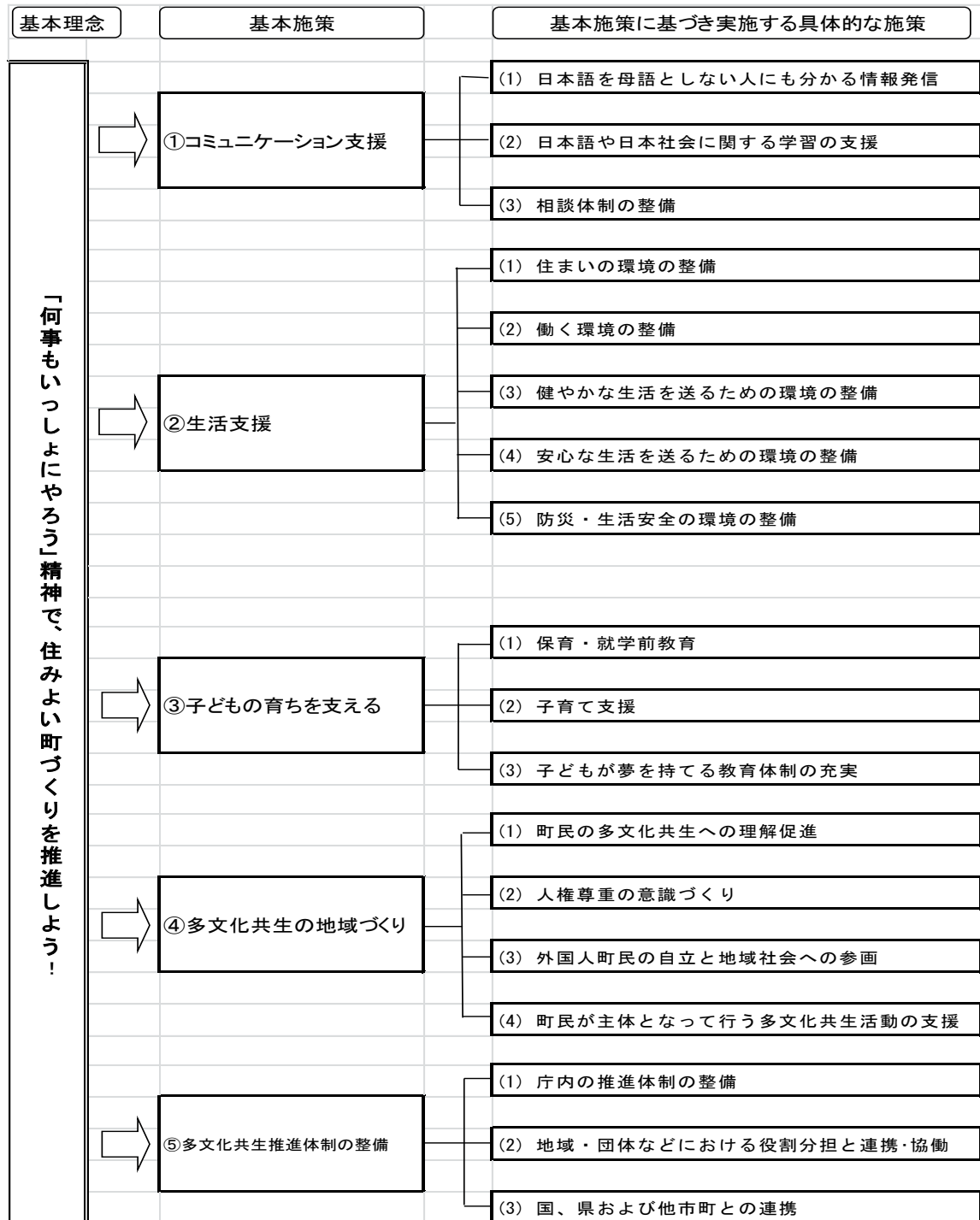
子どもの不就学、不適応といった教育問題、医療保険や公的年金への未加入といった社会保障問題、自治体として取り組まなければならない課題が山積しています。外国人町民から定住外国人生活支援員への相談件数は1か月に平均約180件程度あり、多い月では240件を超えます。相談内容は国民健康保険の加入方法や制度について、税金の納税などに関する相談が主ですが、他にも外国人登録や各種証明に係る手続き、予防接種や子どもの教育に関する相談など、幅広い分野に及んでいます。

また、2009年に外国人町民、特に人口の多いブラジル国籍の住民を中心に生活実態調査を実施し分析を行ったところ、日本語の理解が困難なことから生じる雇用、社会保障、地域、学校などの問題が浮き彫りになり、偏見、差別に関する意見も多数出されました。外国人町民の定住化に伴い、外国人町民が抱える問題は複雑化しています。外国人町民が生活者として地域に融合し、安心して暮らすことができるよう各分野において、必要な支援体制を構築し、外国人町民の生活実態にあった施策を早急に取り組んでいく必要があります。



第3章 愛荘町多文化共生プランの体系と施策について

本章では、次の5つの「基本的な取組み」のカテゴリー内の「具体的施策」ごとに、現状と課題を分析した上で、今後の方向性と具体的な取組み内容について示します。それぞれの取組みについては、推進主体となる担当課、取組みの区分【継続】【新規】【検討】と実施年度を決めて、総合的、一体的にプランを推進します。



1. コミュニケーション支援

(1) 日本語を母語としない人にも分かる情報発信

現状と課題

外国人町民は、日常生活の習慣の違い、言葉の問題から、他の町民とのコミュニケーションが図れない、生活に必要な知識や情報を得られない場合があります。そのため、トラブルや誤解が生じたり、必要な行政サービスを受けられなかったり、住民としての義務を果たせなかったりする状況もみられます。

愛荘町では、印刷物やホームページなどを通じて、外国人町民の中でもっともニーズのあるポルトガル語による情報発信には努めていますが、近年では、ベトナムからの技能実習生が増加するなど、言語ニーズの多様化が進む中、外国人町民の母語すべてには対応できていません。また、転入の際に通知文書などの言語についても確認する必要があります。

一方で、自治体国際化協会が「多言語生活情報」¹として「医療」、「教育」、「緊急・災害時」などの生活情報を17項目にわたり、15言語で説明するWebサイトやアプリを提供するなど、多言語の情報リソースはここ数年で格段に充実しました。それらを積極的に活用すれば、ポルトガル語以外を母語とする外国人町民の支援に役立ちますが、十分に活用できているとは言えません。また、多言語での情報提供だけでなく「やさしい日本語」による情報発信の重要性が指摘されており、第一次プランにも盛り込みましたが、愛荘町での取組みはまだ不十分です。

多言語による生活情報発信の媒体としては、「ごみカレンダー」、「広報あいしょう」、「くらしのガイドブック」（ポルトガル語）、ホームページ（英語、中国語、朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語）を通じて発信していますが、発行物についてはポルトガル語以外については未対応です。他自治体でも外国人住民への情報発信手段として注目されているSNSについては、Facebookページを運用するにとどまっています。日本語をある程度理解できる外国人の場合、文字による情報は分からないか時間がかかっても、音声や動画で「やさしい日本語」で発信された情報は分かりやすいことがあるので、SNSの特性を活かして文字だけでなく音声や動画を通じた情報発信を行うことが効果的だと思います。またSNSはネットワークでもあるため、日常から行政が発信する情報を受け取ってもらう環境を作っておくことが、災害時などの迅速な情報拡散のためにも役立ちます。

¹自治体国際化協会「多言語生活情報」(<http://www.clair.or.jp/tagengo/>)。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
「広報あいしょう」のポルトガル語版の発行	「広報あいしょう」ポルトガル語版の発行(月1回) および町ホームページへの掲載による情報提供の実施。ホームページの多言語対応。 (総合政策課)
庁内案内板のポルトガル語併記	庁舎内の案内板にポルトガル語を併記し、わかりやすい庁舎案内の実施 (管理課)
ポルトガル語版「ごみカレンダー」の作成・配布	ポルトガル語版ごみカレンダーおよび、ごみの分別方法や排出方法を記載した冊子を配布し、日本の生活習慣への理解を図る (環境対策課)
ポルトガル語版「くらしのガイドブック」の配布	転入時などに住民窓口で「くらしのガイドブック」のポルトガル語版を配布し、基本的な行政サービスについての情報提供を実施 (住民課)

今後の取組みの方向性

- 「外国人町民への情報提供ガイドライン(仮称)」を策定し、職員に周知することによって、適切な「やさしい日本語」や多言語での情報提供を体系的に行います。
- 自治体国際化協会による「多言語生活情報」をはじめ、多言語情報リソースを活用した情報提供を行います。
- 外国人町民向けの情報発信ツールとして SNS の活用を行います。
- 自治体国際化協会による「多言語生活情報」をはじめ、多言語情報リソースを活用し、地域生活に関する情報提供を行います。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
分かりやすい情報提供	「外国人町民への情報提供ガイドライン(仮称)」の策定と職員への周知(各課)	新規				
	自治体国際化協会「多言語生活情報」広報用チラシを用いて外国人町民に利用を広報します(総合政策課 国際交流協会)	新規				
	国の機関や民間団体の作成の多言語リソースの一覧を管理し、積極的に活用する(各課)	新規				

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
	各種案内板・申請書類の多言語化の充実（各課）	継続				
多様な媒体での情報提供	広報あいしょうのポルトガル語版の発行およびHPへの掲載（総合政策課）	継続				
	SNSを活用した情報発信と発信担当者への情報提供（総合政策課・各課）	新規				
通訳の育成 （重点取組み）	コミュニケーションサポーター（通訳）の養成（総合政策課・国際交流協会）	新規				
地域生活に関する情報提供	「ごみカレンダー」の継続配布とごみ分別冊子の周知（環境対策課）	継続				
	ポルトガル語版「くらしのガイドブック」の配布（住民課）	継続				

(2) 日本語や日本社会に関する学習の支援

現状と課題

外国人町民にとって、日本語でコミュニケーションを図れるようになることは、地域社会の構成員として共に生活していくために、重要です。地域における日本語教室は、日本語の学習の場であるだけでなく、日本の地域社会と外国人町民の接点としての側面、セーフティネットの一部としての機能も有しています。

愛荘町では、外国人町民を対象とする日本語教室を2009年から継続的に実施しており、開催曜日や回数を増やすなど日本語教室の充実に努めていますが、マンツーマン方式での教室のためボランティア講師の不足が課題となっています。

サンタナ学園では、2009年から虹教室で日本語教育が実施されていましたが、2011年に国の事業終了に伴い終了となりました。2016年から彦根市のNPO法人が日本語指導のボランティアを派遣して子どもたちに日本語を教える活動を継続しています。

びわこ日本語ネットワーク（BNN）と滋賀県国際協会（SIA）が実施する「ボランティア日本語指導者養成講座」を活用して、学習支援者の育成を図っています。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
日本語教室の実施	毎週火～金 15時から16時30分まで（愛知川公民館） 毎週土、日 13時30分から15時まで（愛知川公民館） 15時30分から17時まで（愛知川公民館） 毎週月曜日 10時から11時30分まで（愛知川庁舎） 外国人町民への日本語、日本文化の学習機会を提供し、相互理解の促進をはかる （総合政策課・国際交流協会）

今後の取組みの方向性

- 文化庁が実施する「生活者としての外国人のための日本語教育事業」に応募して、学習者に適した日本語プログラムが提供できるよう日本語教室の質の充実を図ります。
- 日本語指導をおこなっている湖東圏域の大学と連携した研修会等を実施し、日本語学習支援者の人材を育成します。特に多様な学習支援者（年齢、性別、経験など）を育成し、母語を通じた学習が進められるよう、外国人町民自身が学習支援者となれるよう育成を進めます。
- 技能実習生を含め、外国人町民を多く雇い入れている企業に、地域における日本語教育充実に協力してもらうための枠組作りを検討します。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
日本語教室の実施 (重点取組み)	日本語教室の実施と教室を通じた生活情報の提供 (総合政策課・国際交流協会)	継続				
	日本語指導を活動とする団体への支援の充実 (総合政策課)	継続				
	企業が地域の日本語教育の充実に協力できるよう、(仮称)愛荘町日本語学習支援基金の創設に向け検討 (総合政策課・国際交流協会)	新規				
日本語学習支援者の育成	多様な日本語学習支援者を育成するために町内外の機関・団体と連携 (総合政策課・国際交流協会)	新規				

(3) 相談体制の整備

現状と課題

愛荘町では、定住外国人生活支援員を2名配置しており、外国人町民の相談窓口担当としてポルトガル語、スペイン語で相談を受け付けています。定住外国人支援員への相談は、多い月で240件を数え、相談の内容も多様化、複雑化しています。第一次プランの期間と比較すると、介護や年金など、定住化と年齢層が上がったことをうかがわせるような相談内容も増えていきます（表14）。

2名の定住外国人生活支援員は、キャリアも長く、町行政に関する知識も豊富で頼りになる存在ではありますが、同様の語学力や知識、経験に見合った人材を、同じ待遇で今後も確保できる保障はありません。

一方で、外国人町民への対応が定住外国人生活支援員（および支援員が所属する部署）に依存しがちな現状があり、それぞれの部署が担当する行政サービスにおいて、外国人町民に関する課題や対応策の認識が不足するという実態も見られます。

今後も多様化する相談に対応していくためには、専門性と経験を兼ね備えた定住外国人生活支援員の人材の確保と、支援員にのみ依存しない各部署の独自の取組みが必要となります。



表 14 定住外国人生活支援員相談件数(2012～2016年はいずれも年度)

定住外国人生活支援員相談件数(2012年から2016年)					
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
住民票・住基カード	285	304	162	129	160
各種証明書	144	135	107	104	146
パスポート・ビザ・入管関係	91	63	58	58	68
戸籍・転出入等届(帰化含む)	40	30	173	193	194
印鑑証明(タウンカード)	59	78	50	54	65
各種申請書記入	14	3	77	48	40
健康保険	140	128	88	90	181
年金	45	51	45	68	80
福祉医療等	38	34	52	14	7
税申告	134	45	100	108	117
納税	254	277	185	182	182
生活保護	65	109	176	91	86
ゴミ等	30	28	21	21	26
上下水道	24	19	29	27	33
雇用・労災保険	17	10	34	39	22
福祉(介護・障がい)	設定なし	0	11	16	13
緊急援助	1	4	8	0	3
自治会関係	設定なし	0	4	10	2
住宅	47	51	86	63	51
医療(通院・病院)	49	55	13	21	30
検診	57	43	50	60	23
ソーラーパネル等補助	5	17	3	0	0
免許証	2	2	1	6	1
ペット	3	1	7	3	1
学校(進学含む)	32	63	67	60	77
幼稚園・保育園	41	67	50	42	44
子育て	20	26	41	44	116
予防接種	26	21	10	15	27
児童手当等	85	71	55	43	77
子ども会等(地域)	8	4	2	4	0
日本語教室	19	27	10	33	24
その他	165	146	152	286	332
合計	1940	1912	1927	1932	2228

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
定住外国人生活支援員の配置による住民サービスの向上	外国人町民の生活上の諸問題に関する相談を受け付ける定住外国人生活支援員を住民課・総合政策課に配置し、円滑な窓口対応を実施（総合政策課）

今後の取組みの方向性

- 各部署が外国人町民の課題について理解を深め、定住外国人生活支援員と協力して相談に対応できる体制を整備します。
- 定住外国人生活支援員の確保と専門性に鑑みた処遇の改善を検討します。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
定住外国人生活支援員の適正な配置 (重点取組み)	各部署での外国人町民への相談窓口の充実 (各課)	新規				
	定住外国人生活支援員の専門性に鑑みた処遇の改善の検討 (総合政策課 総務課)	継続				



2. 生活支援

(1) 住まいの環境の整備

現状と課題

外国人町民は、従来は派遣会社の社宅に住む場合が多かったですが、近年では民間賃貸住宅や一戸建て住宅に入居する方も増えてきています。町の相談窓口には「住宅が見つからない」といった相談はほとんどありませんが、一般に、外国人町民が民間賃貸住宅へ入居する際には、外国人であることを理由に入居を拒否される事例があります。

滋賀県では、2011年より、外国人世帯など、賃貸住宅への入居の制限を受けやすい世帯の入居の円滑化と、賃貸人・賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援するため、滋賀あんしん賃貸支援事業を実施しています。この事業の一環として、愛荘町も会員である滋賀県居住支援協議会による「滋賀あんしん賃貸ネット」²が2015年から運営されていますが、外国人世帯向けに登録されている町内の物件はあまり多くありません。国土交通省が作成した「部屋探しのガイドブック」(6カ国語)³も、あまり活用できていません。

「愛荘町みらい創生戦略」では、空き家バンク制度の創設により、「空き家」を活用した移住・定住・交流の促進を行うとしています。これを外国人町民も活用できるよう多言語で周知する必要があります。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
町営住宅に関する情報提供	町営住宅の入居募集については「広報あいしょう」ポルトガル語版での情報提供を実施（建設・下水道課）

今後の取組みの方向性

- 町営住宅への外国人町民の入居手続き等を円滑に進めるため、入居案内を多言語化します。
- 「滋賀あんしん賃貸ネット」や、多言語の「部屋探しのガイドブック」を活用し、外国人町民の賃貸住宅などへの入居に関するサポートを行います。
- 「空き家」を活用した移住・定住・交流の促進に多文化共生の視点を入れていきます。

² 滋賀県居住支援協議会「滋賀あんしん賃貸ネット」(<https://www.shiga-anshin.net/>)

³ 「滋賀あんしん賃貸ネット」のサイトよりダウンロード可能 (<https://www.shiga-anshin.net/>)

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
町営住宅に関する情報提供	入居募集案内冊子のポルトガル語版作成による情報提供の実施 (建設・下水道課)	検討		実施		
民間賃貸住宅への入居支援	「滋賀あんしん賃貸ネット」、多言語の「部屋探しのガイドブック」の活用(建設・下水道課)	検討	実施			
「空き家」の活用	外国人町民の定住や交流促進のための「空き家」活用 (建設・下水道課)	検討			実施	

(2) 働く環境の整備

現状と課題

外国人町民は、派遣や業務請負といった形態で製造業の現場などに従事するケースが多く、愛荘町や近隣市町の産業も、外国人労働者によって支えられています。しかし外国人労働者は雇用が不安定で、失業しても職業能力や日本語能力が不足するケース、離職期間が長くなる傾向があります。

また第2章で見たとおり、外国人技能実習生も、第一次プラン策定時からほぼ同数が常に町内の事業所で働いていますが、全国の傾向と同様に、出身国が中国からベトナムに移っています。

技能実習制度を含め、外国人労働者に関しては、受入企業での不適切な賃金の支払や不当解雇など労働関係法令が遵守されていないケースが全国では多数報告されており、言語の問題や立場の弱さから、労働者として適正に保護されにくい状況にあります。

町内3箇所の地域総合センターでは、就労対策推進員による就労相談が行われていますが、外国人町民への周知をしていく必要があります。

「愛荘町みらい創生戦略」では、空き店舗活用や、創業塾の開催、創業支援体制の整備などによる創業・雇用機会の創出が目指されています。これに外国人町民も参加できるようにするなど、外国人町民が製造業のみならず幅広い分野で活躍するようサポートすることが、一層の地域の活性化にもつながります。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
職業訓練の情報提供	就職に必要な知識やスキルを習得するための訓練や研修に関する情報提供の実施 (商工観光課)

今後の取組みの方向性

- 外国人労働者の就労について、関係団体等と協力して、適正雇用を推進するとともに、多文化共生の理解促進を図ります。
- 就労対策推進員との連携による外国人町民の就業支援を進めていきます。
- 町商工会と連携し、空き店舗を利用した外国人町民の創業支援の取組みを進めていきます。
- 技能実習生の実習についても、関係団体等と協力して適切な処遇について啓発を進めます。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
職業訓練の情報提供	職業訓練や就業に必要な情報提供の実施 (商工観光課 国際交流協会)	継続				
企業・事業所に対する啓発 (重点取組み)	「外国人労働者の雇用管理の改善などに関して事業主が適切に対処するための指針」 「外国人労働者の雇用労働条件に関する指針」について事業主への周知 (商工観光課)	新規				
就業相談	就労対策推進員による就労相談と情報の周知 (地域総合センター)	新規				
創業・雇用機会の創出	空き店舗活用などによる外国人町民の創業支援 (商工観光課)	新規			実施	

(3) 健やかな生活を送るための環境の整備

現状と課題

外国人町民は、日常生活の日本語会話が出来ても医療機関での専門的な用語の理解や症状を正確に伝えられない場合が多いと考えられます。愛荘町では健診・検診未受診の外国人町民に対する通知の送付や新生児訪問への定住外国人支援員の同行などの取組みを通じて、外国人町民の健康支援に努めています。

町内の医療機関は、外国人町民の受診を受け入れています。外国人町民は自分の症状が正確に伝わっているか、不安に感じている可能性があります。また、町在住の外国人町民の一部は、町外の病院を利用している（特に産婦人科）ことから、町域を越えた湖東医療圏域での対応が必要です。

医療分野では、ここ数年間で多言語問診票やアプリの開発などが進み、活用されている病院もありますが、どの程度浸透しているのかは明らかではありません。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
外国人町民の健康意識の向上および乳幼児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診、健診未受診の外国人住民に対する通知や個別訪問によって予防接種などの受診を促し、外国人町民の健康増進を図る ・ 外国人住民への個別支援、乳幼児健診等の実施 (健康推進課)

今後の取組みの方向性

- 「多言語医療問診票」⁴や「多言語医療問診システム」⁵を外国人町民や町内医療機関に普及します。
- 「命のバトン」の多言語化を推進します。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
健康意識の向上に向けた啓発 (重点取組み)	健診未受診の外国人町民に対する通知や個別訪問の実施 (健康推進課)	継続				
より安心して医療を受けられる体制の整備	多言語対応が可能な医療機関や相談窓口の情報提供 (健康推進課 国際交流協会)	継続				
	既存の多言語問診票やアプリ等の普及(総合政策課)	新規				
	命のバトンの多言語化 (地域福祉課)		新規			

(4) 安心な生活を送るための環境の整備

現状と課題

外国人町民は、地域で受けられる保健・福祉サービス、年金や健康保険などについて、日本語の理解力不足や母国との制度の違いから、十分に理解しにくく、受けられるサービスを受けていない、年金や健康保険などに加入していない等の問題があります。

愛荘町では、「広報あいしょう」ポルトガル語版を通じ、また窓口で定住外国人生活支援員

⁴ 「多言語医療問診票」 (<http://www.kifjp.org/medical/>)。

⁵ 多文化共生きょうと「多言語医療問診システム」(<https://www.tabunkakyoito.org/>)

と連携を図りながら、外国人町民に制度の案内を行い、年金、健康保険、介護保険などへの未加入・滞納などが起こらないように努めていますが、具体的な実態は把握できていません。

年金制度に関しては日本年金機構が作成した多言語の資料を活用して一層の啓発を行う必要があります。特に、2017年度から実施された無年金者対策法で、公的年金の受給に必要な加入期間が25年から10年に短くなったことは、外国人町民にも広く周知する必要があります。

今後、外国人町民の滞在期間の長期化・定住化がさらに進むと予想され、外国人町民も日本人町民と同様に、病気にならないための生活習慣病予防や健康診断などの健康・保健の普及啓発や、高齢者や障がい児（者）などに対する福祉に関する情報提供が必要になります。

情報提供だけでなく、言語や文化的背景に配慮した介護ケアが必要となることを踏まえた介護労働者への研修の実施や、同じ文化を持つ外国人が介護の仕事に従事できるようにする就職支援や、介護職に必要な資格取得の支援なども必要とされています。

以上のような現状の中、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員など、福祉関係者がより一層、外国人町民の実情を理解してサポートが行えるようにする必要があります。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
年金・保険制度についての情報提供	・年金制度・保険制度についての案内を実施 ・「広報あいしょう」ポルトガル語版での加入促進のための啓発記事の掲載（住民課）

今後の取組みの方向性

- 外国人町民も安心して生活を送ることができるよう、医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する情報提供をより丁寧に行います。
- 外国人町民が地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者の研修を行います。
- 外国人の高齢者や障がい児（者）が言語や文化に配慮した介護ケアが受けられるよう、介護の質の向上や、同じ言語・文化を持つ外国人が介護の仕事に就けるようなサポートを行います。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
健康保険、年金、 介護保険などの 制度の周知 (重点取組み)	定住外国人生活支援員と連携した相談対応 と「広報あいしょう」ポルトガル語版での 制度の周知（住民課）	継続				
	日本年金機構が作成した多言語の案内資料 を活用した制度の周知 （住民課）	継続				
福祉関係者の理 解促進	社会福祉協議会、民生委員・児童委員など 福祉関係者を対象とした福祉分野の多文化 共生に関する研修の実施（地域福祉課 長寿社会課）	新規				
外国人介護士の 人材養成	介護職従事への支援と必要な資格取得の支 援（長寿社会課）	新規				

(5) 防災・生活安全の環境の整備

現状と課題

◆防災・災害時の対応

外国人町民は、地震や台風などの自然災害の被災について不安が大きい一方で、防災意識が浸透しにくいようです。災害時には、言語や文化、慣習等の違いから、必要な情報の入手や避難所生活などにおいて、日本人町民以上に様々な困難に直面することが予想されます。

このため、防災知識の普及・啓発や関係機関の連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、避難所での異文化対応や生活再建支援制度の周知など、外国人町民にも行きわたる災害対策が求められます。また、単に啓発や支援の対象としてではなく、地域防災を強化する「共助」の担い手としての外国人町民の育成も重要です。

国は 2005 年に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を定め、外国人も「災害時要援護者」と位置付けて、全国の自治体に「災害時要援護者名簿」の作成や避難支援の取組み方針を策定するよう呼びかけてきました。しかし 2011 年の東日本大震災をうけ、2014 年に施行された改正災害対策基本法では、「避難行動要支援者」と位置づけ直し、その名簿づくりを基礎自治体に義務づけ、要支援者ひとりひとりの個別支援計画をつくるよう求めています。

県では、滋賀県国際協会と連携し、「災害時外国人サポーター」⁶の養成講座を開催するなどし、滋賀県および近畿・隣接府県で大規模な災害が発生した際に、被災地等で外国人支援のための活動を行う者を登録し、災害時の迅速かつ的確な外国人支援に備えています。また、災害

⁶ 滋賀県国際協会「災害時外国人サポーター」(<http://www.s-i-a.or.jp/inquiries/bosai>)

時には災害多言語支援センターを開設し、外国人被災者のために多言語による情報提供や相談対応などを行うとしています。⁷ 愛荘町や国際交流協会も、これら制度を活用してサポーターを増やし、災害時に備える必要があります。

愛荘町では、2017年度に「地域防災計画」を見直し、外国人にも配慮した避難所の開設や運営を行うこと、外国人向けの防災ガイドブックで啓発を行うことなど、外国人に関する計画も決めました。また2016年に策定した「避難行動要支援者避難支援計画」においても、外国人を要支援者と位置づけました。しかし、「避難行動要支援者登録申請書兼個別調書」の多言語化など今後、いっそう具体的に実効性のあるものにしていく必要があります。

行政における多文化共生の必要性認識は、1995年の阪神淡路大震災に始まったとされるように、防災分野は多文化共生の中で最も蓄積のある分野でもあり、多言語による啓発用の資料や避難所運営マニュアルなども開発されています⁷。それらを積極的に活用して災害時に備える必要があります。

◆生活安全における支援

外国人町民も、日本人町民同様、地域社会で生活している中で、事故や犯罪の当事者（加害者および被害者）になることがあります。外国人町民による交通事故の発生原因としては、母国との交通関係法規の違いや日本語の理解が不十分であることによる道路標識の理解不足などが考えられます。

県では、自転車の関係する交通事故防止を図ることなどを目的として、2016年に「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を定め、自転車の保険加入を義務化しましたが、多言語の啓発資料も無く、外国人町民には周知されていないのが現状です。また、愛荘町も、自転車に関係する事故防止への取組みの一貫として、2017年に高齢者自転車用ヘルメット購入費補助制度を創設しましたが、このような制度もあわせて周知していく必要があります。

言語や法律、習慣などの違い、知識の不足により、外国人町民が事故や犯罪の当事者となる事件を減らすため、積極的に啓発を行っていく必要があります

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
「地域防災計画」の策定と外国人の位置づけ	要配慮者として、災害時の支援体制の明記と支援体制の整備（危機管理対策室）
「避難行動要支援者避難支援計画」の策定と外国人の位置づけ	避難行動要支援者として、災害時の支援体制の明記と支援体制の整備（地域福祉課）
「愛荘町防災ガイドブック」のポルトガル語版の作成	ポルトガル語版防災ガイドブックを配布し、防災意識の向上（危機管理対策室）

⁷ 滋賀県国際協会「多言語の防災情報」(<http://www.s-i-a.or.jp/hijyou/index.html>)の「リンク集」にそれらの情報が集約されています。

取組み	内容・成果
サンタナ学園の交通安全教室と外国人町民を対象とした防災訓練	交通安全指導と各種災害を想定した防災訓練の実施と協力 (東近江警察署・危機管理対策室・国際交流協会)

今後の取組みの方向性

- 災害時など緊急時において外国人被災者へ効果的な対応ができるよう、地域防災計画や避難行動要支援者避難支援計画に外国人町民に係る対策について定めるとともに、計画に基づく支援対策を実施します。
- 災害時に避難行動要支援者である外国人町民を適切に支援できる人材の育成を行います。
- 平時から外国人町民に対して「自助」に加え「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、自治会などとも連携し、地域における防災訓練への外国人住民の参加を促進します。
- 外国人町民が地域社会で共に安全で安心して暮らすためのルールを理解してもらい、犯罪の当事者とならないための啓発活動を推進します。
- 外国人町民が交通事故の当事者にならないよう、多言語による交通安全情報の提供や交通安全教育の実施を行います。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
外国人町民への防災意識の啓発・防災訓練の実施 (重点取組み)	外国人町民を対象とした防災や救急についての啓発活動の実施と防災訓練の実施 (危機管理対策室・消防署)	継続				
避難行動要支援者としての外国人町民への対応	地域防災計画での外国人町民の位置づけの明確化と履行 (危機管理対策室)	継続				
	避難勧告等、危険に関する注意喚起情報をあらかじめ多言語で準備 (危機管理対策室)	新規				
	避難行動要支援者である外国人町民の名簿の作成 (危機管理対策室)	新規				
	避難行動要支援者避難支援計画にお	新規				

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
	ける要支援者としての外国人町民への支援のあり方の具体化 (地域福祉課)					
	防災関連の多言語リソースの積極的な活用を通じた準備 (危機管理対策室)	新規				
災害時外国人支援のための人材育成(新規)	県の災害時外国人サポーター制度の活用 (総合政策課 国際交流協会 危機管理対策室)	新規				
	消防団への外国人町民の加入促進など、地域防災の「共助」の担い手としての外国人町民育成 (危機管理対策室)	検討		新規		
防犯・交通安全に関する啓発	外国人学校や企業、国際交流協会等と連携した防犯・交通安全啓発の実施 (総合政策課)	新規				
	自転車の保険加入の義務化について周知(県に啓発資料の多言語化要望) (総合政策課・教育振興課)	新規				

3. 子どもの育ちを支える

(1) 保育・就学前教育

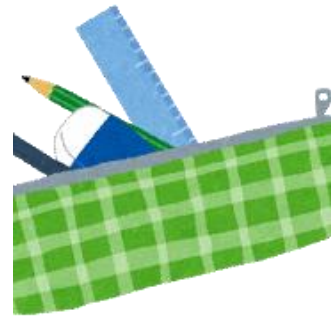
現状と課題

◆就学前年齢の外国人の子ども

表 15 は、2017 年 8 月時点の住民基本台帳より抽出した、就学前年齢児の年齢別人口、外国人人口とその割合を示したものです。平均して約 3.61%の割合です。出生に関する統計（後掲表 17）から、日本人と外国人の国際結婚家庭の子ども（日本国籍なので外国人としてはカウントされない）が外国籍の子どもと同数近くいると推定されるので、両親または親のどちらかが外国人である就学前年齢の子どもは、就学前年齢全人口の 7%前後になると思われます。

表 15 就学前年齢の子どもの年齢別内訳(2017 年 8 月時点)

年齢	町民全体	外国人	
	(外国人含む)	総数	割合
0 歳	182	8	4.40%
1 歳	234	10	4.27%
2 歳	243	13	5.35%
3 歳	247	5	2.02%
4 歳	234	5	2.14%
5 歳	274	10	3.65%
就学前小計	1,414	51	3.61%



出典：住民基本台帳（2017 年 8 月時点）

一方、これらの外国人の子どもの保育の実態は把握されていません。日本人町民の場合、3 歳児以後は大半が幼稚園か保育所に在籍しており、就園先も把握されていますが、外国人町民の場合は、認可外保育施設や家庭保育の場合が多く、その実態もあまり把握されていません。就学前検診に際し、就園先が不明の外国人の子どもの就園先の聞き取りは行っているものの、外国人学校に進学を予定している場合は検診に来ないことが多いのが実情です。

◆幼稚園、保育所

町内には 2 つの町立幼稚園、1 つの町立保育所と 5 つの民間保育所（いずれも認可保育所）がありますが、主に愛知川地区の幼稚園、保育所には外国人（両親とも外国人、もしくは両親のどちらかが外国人）の乳幼児が常に数名は在籍しています。定住外国人生活支援員に寄せられる相談の中には幼稚園、保育所への就園に関する相談も増えてきているといいますが、保育所は待機児童も多く、また外国人町民の就労形態（保育時間に合わせた勤務時間にしてもらにくい）と合わないことが多いため、実際には就園に繋がらないケースが多いといえます。

日本語での意思疎通が難しい子どもや保護者への対応として、幼稚園に関しては教育委員会の教育支援員が、保育所に関しては定住外国人生活支援員が、通訳や通知文書の翻訳等のサポートを行っていますが、ポルトガル語・スペイン語以外の言語には対応できず、また保育所のサポート体制は、幼稚園と比べて十分とは言えません。

また、通訳、翻訳にとどまらず、日本語を母語としない子どもの発達支援のあり方や保育内容に踏み込んだ課題の把握や取組みも不十分です。

◆認可外保育施設

町内には、県に届出のある認可外保育施設「コレジオ・サンタナ学園」があります。表 16 は、2017 年 11 月時点でコレジオ・サンタナ学園に在籍する就学前年齢の子どもに関するデータです。町外を含めた在籍総数は 47 名で、うち愛荘町は 14 名です。先に表 15 で見た就学前年齢の外国籍の子どもの総数が 51 人でしたので、少なくとも町内の外国籍就学前年齢児の 2～3 割がコレジオ・サンタナ学園で保育されていることがわかります。町内・町外を問わず、コレジオ・サンタナ学園に在園する年長児のほぼすべてが、居住地の公立小学校に就学しています。

表 16 コレジオ・サンタナ学園に在籍する就学前年齢の子ども(2017 年 11 月現在)

年齢	人数	うち愛荘町	親(のどちらか)がブラジル人以外の場合
0～1 歳	8	2	日本 1
2～3 歳	11	4	フィリピン 1
3～4 歳	19	5	フィリピン 2、ボリビア 1
5～6 歳	9	3	日本 1
小計	47	14	

このほかに、東近江市の日本ラチーノ学院でも認可外保育を行っており、そちらへ通う子どもや、少人数・無届の託児施設（多くの場合、個人の自宅）で託児されている子ども、家庭保育の子どもが多数いると思われませんが、実態については把握できていません。

国は、待機児童ゼロや幼児教育・保育無償化を掲げて政策を推進していますが、外国人の子どもは圧倒的に公的な幼児教育・保育の枠外にあります。認可外保育施設としても公的な補助が全くないため、不十分な設備や保育スタッフにより保育がなされているのが現状です。保護者が支払う保育料も認可保育所に比べると高額です。このような認可外保育施設の子どもは待機児童としてもカウントされず、そもそも固有の保育ニーズを持つ存在として政策課題の対象と認識されていません。

また、コレジオ・サンタナ学園のような外国人の認可外保育施設の多くは、親の就労時間にあわせて、午前 5 時から午後 9 時ぐらいまでに及ぶ長時間にわたり保育サービスを提供しています。外国人町民が認可保育所を利用しにくい理由は勤務時間の不規則さにもよります。その保育ニーズを、外国人の認可外保育施設が何とか満たしている状況です。このような認可外保

育施設があればこそ、企業が労働者を確保できていることに鑑みれば、民間においても努力が求められていると言えます。企業にも応分の負担をお願いし、保育環境の改善につなげる必要があります。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
町立幼稚園・保育園への通訳派遣による保護者との連携強化	・幼稚園の保護者面談、保育所の個別懇談などに定住外国人生活支援員の派遣の実施（幼稚園・保育所）

今後の取組みの方向性

- 国が待機児童対策として実施している小規模保育事業、家庭的保育事業、また 2020 年 4 月から実施予定の幼児教育・保育無償化政策の中で、外国人の保育環境を改善する方策を積極的に検討します。そのためには、まず外国人の子どもの保育の実態とニーズを正確に把握した上で、行政として可能な支援のあり方を検討します。
- 幼児教育・保育が無償になれば、町立幼稚園、認可保育所に通うことを希望する外国人町民が今より増えることも十分に予想されることから、通訳、翻訳によるサポートの充実はもちろん、外国人の親を持ち、家庭で日本語以外の言語を使っている子どもの乳幼児期の発達のサポートのあり方について、保育者の資質や専門性の向上に努めます。
- 外国人の子どもたちや保護者が日本の学校に就学した後に戸惑わないよう、プレスクールの実施を検討します。

プレスクールとは

外国人の子どもが入学した小学校で戸惑うことなく、早期に学校生活に適應できるようになることを目的として、就学前の外国人の子どもと保護者を対象に、一定期間、初期の日本語指導・学校生活指導を行うことです。就学した後に一定期間の適應指導を行う「プレクラス」とは異なり、就学前に行うため、就学後にスムーズに適應できるとされています。愛知県が 2006 年からモデル事業を実施し、2009 年には「プレスクール実施マニュアル」を全国で始めて作成し、普及に取り組んでいます。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
町立幼稚園・保育園への通訳派遣 (重点取組み)	個別懇談などへの定住外国人生活支援員の通訳派遣の実施 (教育振興課・保育園・総合政策課)	継続				
保育・就学についてのわかりやすい情報提供	やさしい日本語、ふりがなを使った情報提供の実施 (教育振興課・子ども支援課)	継続				

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
保育士・幼稚園教諭に対しての外国人教育・保育についての研修会の充実	保育士・教諭の多文化共生、外国人教育、保育研修会への参加促進 (保育園・幼稚園・教育振興課)	継続				
認可外保育所との情報共有や連携	保育に関する情報の共有と園同士の交流促進 (子ども支援課、総合政策課、国際交流協会)	新規				
就学前年齢の外国人町民の保育実態の把握	アンケートによる把握の実施 (子ども支援課)	継続				
認可外保育施設的环境改善と利用者の負担軽減	国の保育政策の動向を見極めながら、町内の認可外保育施設の環境改善と利用者の負担軽減を積極的に検討する (子ども支援課)	検討				
プレスクールの実施に向けての検討	就学前の外国人の子どもと保護者を対象に、一定期間、初期の日本語指導・学校生活指導を行う (教育振興課)			新規		

(2) 子育て支援

現状と課題

◆発達支援

表 17 は、2007 年から 2017 年までの年次別に、両親とも外国人の出生、両親のどちらかが外国人（国際結婚）の出生、夫婦とも日本人を含む出生の総数の関係を示したものです。両親とも外国人の出生、両親のどちらかが外国人（国際結婚）をあわせた「親外国人の出生割合」は、11 年間の平均で約 5.53%と、第 2 章でみた単純な人口比よりはるかに高くなります。また、「両親とも外国人」と同数程度の「両親のどちらかが外国人」の出生がありますが、この「両親のどちらかが外国人」の子どもの保育・教育における課題の把握は、「両親とも外国人」の子どもに比べても体系的に行われていないのが現状です（国籍上は日本国籍となるため）。

就学前年齢の子どもは、新生児訪問、乳幼児健診が 3 歳半まではあり、ポルトガル語とスペイン語に関しては通訳のサポートが行われています。その後は就園先での健診となりますが、先に見たとおり、外国人の子どもの多くは幼稚園、保育所に就園しておらず、就学時健診まで健診の機会がありません。またコレジオ・サンタナ学園のように学校保健安全法の対象となら

ない外国人学校では定期健診も行われていませんが、町内の小児科開業医がボランティアでサポートしてくれています。就学時健診は、就学年齢となるすべての町民に案内をしていますが、日本の公立学校に就学しない場合は未受診となることがほとんどです。このように、外国人の子どもの健康権の保障には課題があります。

表 17 親が外国人の出生数と割合(2007～2017年)

年	親が外国人の出生数 (A)			出生数 (B)	親外国人の出生割合 A/B (%)
	両親とも外国人	両親のどちらかが外国人	計		
2007	11	5	16	238	6.72%
2008	7	10	17	216	7.87%
2009	2	5	7	228	3.07%
2010	7	5	12	245	4.90%
2011	11	5	16	261	6.13%
2012	3	6	9	227	3.96%
2013	5	4	9	255	3.53%
2014	9	5	14	230	6.09%
2015	8	5	13	242	5.37%
2016	9	3	12	201	5.97%
2017	8	7	15	191	7.85%
合計	80	60	140	2531	5.53%

◆地域子育て支援

愛荘町では、子育てに関する支援制度や各保育サービス、母子保健サービス、遊び、情報などの子育てに関する情報をまとめた「子育てハンドブック」を発行し、2011年にはそのポルトガル語版⁸と、「子育てハンドブック」のWeb版として「愛荘町子育て支援サイト」⁹をオープンし、ホームページの機能を利用した多言語対応をしています。

2009年7月に開設された子育て支援センター「あいっ子」では、外国人親子の交流の機会を提供するイベントを開催しており、外国人親子が母国の文化を通じて、他の町民とコミュニケーションを図ることができています。イベントには日本人親子も参加でき、子育てを通じて外国人町民と日本人町民が交流を図ることができる場となっています。子育て支援センターには定住外国人生活支援員1名が週1回派遣されており、外国人町民の相談に対応できる体制です。2016年4月には、つくし保育園に併設して子育て支援センター「つくしひろば」も開設されましたが、現在まで外国人町民の利用がないため、利用促進にむけた一層の周知が必要です。

また愛荘町社会福祉協議会が、2011年4月に福祉総合センター愛の郷につどいの広場「わん

⁸ <http://www.town.aisho.shiga.jp/pdf/whats%20new/kosodategaido/portugues2.pdf>

⁹ <http://www.town.aisho.shiga.jp/kosodate/index.html>

ぱくひろば」を開設しており、町内在住、在勤の保護者とその子どもが子育ての仲間づくりや情報交換ができる施設として活用されています。利用登録をされている外国人町民もいますが、利用の実績はまだなく、こちらも周知が求められます。

2015年には「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」(計画期間2015～2019年度)¹⁰を策定し、基本目標に「子どもの権利を尊重する社会の推進」を掲げ、その一環として、外国籍の家庭等、特に支援が必要な子育て家庭への支援の充実を位置づけています。

町内の外国人学校コレジオ・サンタナ学園は、地域のブラジル人社会の教育・保育の重要な選択肢のひとつとなっており、乳幼児から高校生に相当する子どもたちが通うとともに、ブラジル人コミュニティの中心になっています。学齢に相当する子どもたちが不就学状態になることを防ぐと共に、親の就労状況が不安定化する中で、就学前の子どもや学童の保育施設としても、子どもたちの安全を見守る役割を果たしています。しかし、公的な位置づけがなく財政的に常に厳しい状況にあります。

◆学童保育所

町内には、小学校区毎に学童保育所がありますが、学校に在籍する外国人児童数に照らして利用者が極めて少ないです。その少ない受入事例中にも、子どもや保護者と日本語での意思疎通が難しい、指導員が外国人児童や保護者への対応に戸惑ってもサポートが得にくいなどの問題があります。

コレジオ・サンタナ学園も、町内公立小学校に通うブラジル人児童を放課後に預かっていますが、学童保育所としての公的な位置づけも助成ありません。学区毎の学童保育所で外国人児童の受入環境を整えることも重要ですが、日本の学校に通う外国人の子どもにとって母語で放課後を過ごせる環境づくりはとても重要です。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
子育てに関する情報の多言語対応	保育所の入園申請や手当て関係など、子育てに関する重要な情報は翻訳を実施し、制度の周知徹底を図る (子ども支援課)
子育て中の外国人保護者などに対する子育ての情報の発信・相談窓口の設置	・定住外国人生活支援員による、子育てに関する相談対応の実施 ・子育て支援センターの情報紙発行による情報提供の実施 (子ども支援課)

¹⁰

<http://www.town.aisho.shiga.jp/pdf/kenkoufukusi/kodomokosodate/kodomokosodatesien02.pdf>

外国人住民の親子の交流の場づくり	外国人親子が積極的に交流できる機会（外国人親子交流会「フェスタ・ジュニーナ」）を提供し、子育てに関する悩みの軽減、解消を図る （総合政策課・子ども支援課）
「子育てハンドブック」ポルトガル語版の発行	「子育てハンドブック」ポルトガル語版をホームページに掲載し、子育てに関する情報提供を実施 （子ども支援課）
図書館への多言語図書の配架	図書館に英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、朝鮮語など多言語の子ども向けの絵本などを配架しています。 （図書館）

今後の取組みの方向性

- 外国人児童の保護者が町立の学童保育所のサービスを利用しやすい環境づくりを行い、外国人児童の受入に関する指導員研修の機会を設けます。
- コレジオ・サンタナ学園が実際に地域の子育て支援に果たしている役割はとて大きいのに対し、公的な位置づけがなく、補助金・助成金等がないため、財政的に常に厳しい状況にあります。2017年度にNPO法人コレジオ・サンタナが設立されたことから、コレジオ・サンタナ学園がこれまでに果たしてきた役割をNPO法人と行政の協働のもと、各種制度に基づき推進できる方策を検討します。
- 滋賀県教育委員会が国の補助金を財源に実施している「学校を核とした地域力強化プラン」（図 11 参照）の枠組による家庭教育支援、放課後学習支援、土曜日教室などを通じて、外国人に係わる課題に対応する様々な取組みについて検討します。
- 子どもの母語の絵本読み聞かせを普及啓発し、町民に対して行っているブックスタートでも母語絵本を用いるよう検討し、多言語電子絵本文庫の紹介や、図書館での多言語絵本の充実を通じて母語を育める環境を整備します。



多言語電子絵本文庫

(<http://www003.upp.so-net.ne.jp/ehon-rainbow/>)

東京都目黒区のボランティアグループ「多言語絵本の会 RAINBOW」によって運営されています。日本で親しまれている複数の絵本を、いろいろな言語で読み聞かせる動画があります。左の絵はポルトガル語版の例です (YouTube で観ることができます)。

平成29年度 学校を核とした地域力強化プラン 平成29年 5月 滋賀県教育委員会

地域住民等の参画により、地域の将来を担う人の育成を社会全体で担うとともに、持続可能な地域の教育基盤の形成を図る。

趣旨 滋賀県「地域学校協働活動推進事業」 補助率 国 1/3 県 1/3 市町 1/3

地域と学校が連携・協働し、将来を担う子どもたちの教育を支えるため、幅広い層の地域住民や企業・団体等の参画により、県民一人ひとりが当事者意識をもって地域を創生する活動として、「地域学校協働活動」を推進する。

県	推進協議会の設置	地域人材等の参画	地域学校協働活動
<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な教育支援活動の在り方の検討 ○コーディネーター等を対象とした研修の企画 ○事業の評価 	多数のボランティア等 教育活動推進員・教育活動サポーター・学習支援員 特別支援サポーター 土曜教育推進員	地域学校協働本部 ■地域と学校が連携・協働する仕組みづくり(本部)を促進し、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施 (H29) 11市町109本部 ・学校支援活動・学校周辺環境整備 ・郷土学習 ・学びによるまちづくり ・地域人材育成・地域行事への参加等	
市町 運営委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会と福祉部局等の連携方策 ○地域の人材確保方策の検討 ○支援体制の整備・支援活動の実施 等 		地域未来塾 ■小・中学生を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援を実施 (H29) 5市町27教室 ・放課後や長期休業中に学習を深めたいすべての子どもに学ぶ機会を提供	
学校等 活動の場 従来の学校支援地域本部等を基盤とし、幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、地域学校協働活動を推進 地域の多彩な人材 家庭(保護者) 地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員) ・地域住民等や学校との連絡・調整 ・地域学校協働活動の企画・推進等 学校(教職員)		放課後子ども教室 ■放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実 (H29) 6市町22教室 ・活動拠点(居場所)の確保 ・放課後等の学習指導 ・自然体験活動支援 ・文化活動支援 など ○放課後児童クラブ(首長部局)と連携	
家庭 地域コーディネーター (地域学校協働活動推進員) ・地域住民等や学校との連絡・調整 ・地域学校協働活動の企画・推進等 学校 (教職員)		土曜日の教育支援 ■すべての子どもたちの土曜日の教育活動を充実させるため、外部人材等の参画により、特色・魅力のある教育プログラムを企画・実施 (H29) 4市町38教室 ・民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を持つ人材等の協力を得た支援体制の構築	

趣旨 「コミュニティ・スクール導入等促進事業」 補助率 市町立学校 県立学校 国 1/3 県 1/3 市町 1/3

公立学校が地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」をめざす「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の推進を加速させ、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

導入の促進	運営の充実	研修の充実
■コミュニティ・スクール導入をめざす地域における組織や運営体制づくり	■コミュニティ・スクール導入後の運営体制づくりと地域との連携・協働体制づくりへの支援	■学校運営協議会委員・教職員等の研修への支援

趣旨 「地域における家庭教育支援総合推進事業」 補助率 国 1/3 県 1/3 市町 1/3

地域人材の養成を通じて家庭教育支援チームの組織化、家庭教育支援員の配置等を行い、身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の支援活動を通じ、家庭教育支援を総合的に推進する。

地域人材の養成	家庭教育支援体制の構築	家庭教育を支援する取組の展開
■子育てサポーターリーダー等の育成 (H29) 4市町4活動	■家庭教育支援チームの組織化 ■家庭教育支援員の配置 (H29) 4市4活動	①学習機会の効果的な提供 (H29) ②親子参加型行事の実施 (H29) ③情報提供・相談対応 7市町7活動

図 11 滋賀県教育委員会「平成 29 年度 学校を核とした地域力強化プラン」の概要

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
子育て中の外国人の保護者などに対する子育ての情報の発信・相談窓口の設置 (重点取組み)	定住外国人生活支援員と連携した相談窓口と情報発信 (子ども支援課・健康推進課)	継続				
外国人親子の交流の場づくり	外国人親子の交流の機会の提供 (子ども支援課・総合政策課)	継続				
図書館への多言語図書の配架と利用の促進	図書館にポルトガル語、スペイン語、中国語、英語など多言語の子ども向けの絵本などをより充実させ、利用を呼びかけます。 (図書館)	継続				
母語による読み聞かせによる発達支援	ブックスタートの機会などを通じて、母語による読み聞かせの重要性を啓発する (子ども支援課)	新規				
学童保育所における外国人の受入環境の向上	指導員の多文化に関する研修や定住外国人生活支援員と連携した通訳・翻訳などの対応の実施 (子ども支援課)	新規				
NPOと協働での外国人の子どもの放課後支援検討	NPO 法人と協働し、子どもの放課後支援の環境づくりの促進 (子ども支援課)	検討				
滋賀県教育委員会による「学校を核とした地域力強化プラン」の活用検討	家庭教育、放課後学習、土曜教育の充実をはかる (教育振興課)	検討		新規		

図書館での多文化サービス

日本図書館協会では、民族的、言語的、文化的少数者（マイノリティ）すなわち文化や言語の面から“図書館利用に障害のある人たち”に対して知る自由、読む権利、学ぶ権利を資料・情報の提供によって保障していくために、多文化サービス委員会を組織しています。日本図書館連盟も加盟している国際図書館連盟という国際団体の多文化社会図書館サービス分科会では、『多文化コミュニティ — 図書館サービスのためのガイドライン』を出しており、日本図書館協会多文化サービス委員会がこれを日本語に翻訳し出版されています（2012年）。

(3) 子どもが夢を持てる教育体制の充実

現状と課題

◆義務教育年齢の外国人の子ども

表 18 は、2017 年 8 月時点の住民基本台帳より抽出した、義務教育年齢児の年齢別人口、外国人人口とその割合を示したものです。平均して約 3.17%の割合で存在しますが、先にみた出生統計から、日本人と外国人の国際結婚家庭の子ども（日本国籍なので外国人としてカウントされない）が同数近くいると仮定すると、両親または親のどちらかが外国人である義務教育年齢の子どもは 6%前後になると推定されます。35 人学級に平均して 1~2 人は両親または親のどちらかが外国人である子どもがいるということになります。

表 18 義務教育年齢の子どもの年齢別内訳(2017 年 8 月時点)

年齢	町民全体	外国人	
	(外国人含む)	総数	割合
6 歳	273	14	5.13%
7 歳	253	7	2.77%
8 歳	265	9	3.40%
9 歳	258	7	2.71%
10 歳	245	5	2.04%
11 歳	254	9	3.54%
12 歳	217	9	4.15%
13 歳	239	7	2.93%
14 歳	233	4	1.72%
計	2,237	71	3.17%

出典：住民基本台帳

表 19 と図 12 は、義務教育年齢の外国人の就学先を示したものです。これは、県の不就学実態調査の一貫として、毎年 9 月 1 日現在で行われている調査の結果です。町内に在住する義務教育年齢の外国人は、7 割前後が町内の公立小中学校に在籍し、3 割前後が町内外の外国人学校（ブラジル人学校）に就学している現状がわかります。

表 19 義務教育年齢の外国人の就学先(2016 年、2017 年)

就学先	2016	2017	備考
町内公立小中学校	38	42	
サンタナ学園	9	10	
ラチーノ学院	7	4	
町外公立中学校	2		区域外就学
合計	56	56	

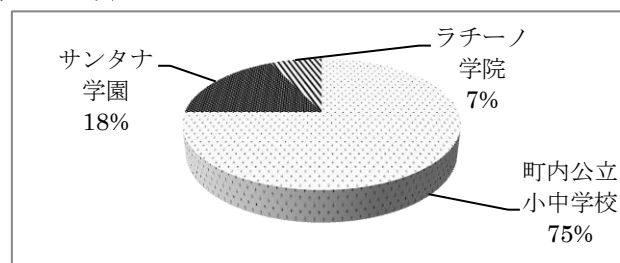


図 12 義務教育年齢の外国人の就学先 (2017 年)

表 20 は、2006 年度以後の、各学校別の外国人児童生徒数と日本語指導を必要とする児童生徒数の推移です。リーマン・ショックのあった 2008 年度をピークとして、2009 年度に大幅に減少し、それ以後は外国人児童生徒数（および日本語指導が必要な児童生徒）に大きな変動はありませんでしたが、ここ数年増加傾向にあることがわかります。また秦荘地区には外国人児童生徒の在籍が少なく、愛知川地区に多いという傾向が一貫しています。

日本語指導教員の加配は、愛知川小学校だけでしたが、2016 年度からは愛知中学に、2017 年度からは愛知川東小学校にも配置されるようになり、町内 3 校に配置されています。

表 20 町立小中学校在籍の外国人児童生徒数推移(学校別、2006～2017 年度)

年度	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012		2013		2014		2015		2016		2017	
学校	外国人	日本語指導※	外国人	日本語指導※	外国人	日本語指導※	外国人	日本語指導※	外国人	日本語指導※	外国人	日本語指導※	外国人	日本語指導※	外国人	日本語指導※	外国人	日本語指導※	外国人	日本語指導※	外国人	日本語指導※	外国人	日本語指導※
愛知川小学校	18	18	20	20	25	25	13	13	12	12	16	16	13	13	10	10	12	12	15	15	15	15	16	16
愛知川東小学校	0	0	6	6	8	8	7	7	10	10	9	9	9	9	5	5	5	5	6	6	7	7	14	14
秦荘西小学校	3	0	3	0	3	0	4	0	4	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0
秦荘東小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校合計	21	18	29	26	36	33	24	20	26	22	27	25	24	22	17	15	17	17	21	21	24	24	30	30
愛知中学校	8	6	7	5	8	4	13	7	16	7	14	7	10	10	9	9	9	9	9	9	13	13	12	12
秦荘中学校	1	1	2	2	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
中学校合計	9	7	9	7	9	5	14	8	16	7	15	8	10	10	9	9	9	9	9	9	14	13	12	12
小中合計	30	25	38	33	45	38	38	28	42	29	42	33	34	32	26	24	26	26	30	30	38	37	42	42

※日本語指導が必要な外国人児童生徒数(内数) (各年度5月1日時点、学校基本調査の時点)

表 21 は、2015～2017 年の町内の公立小中学校の在籍児童生徒数と外国人児童生徒数およびその割合を示したものです。この 3 年間で、絶対数・割合ともに増加傾向にあることがわかります。

表 21 町立小中学校在籍の外国人児童生徒数(学校別、2015～2017 年度)

年度	2015			2016			2017		
学校	外国人児童生徒数(A)	児童生徒総数(B)	A/B(%)	外国人児童生徒数(A)	児童生徒総数(B)	A/B(%)	外国人児童生徒数(A)	児童生徒総数(B)	A/B(%)
愛知川小学校	15	528	2.84%	15	532	2.82%	16	543	2.95%
愛知川東小学校	6	355	1.69%	7	377	1.86%	14	402	3.48%
秦荘西小学校	0	224	0.00%	1	242	0.41%	0	262	0.00%
秦荘東小学校	0	278	0.00%	0	282	0.00%	0	265	0.00%
小学校合計	21	1385	1.52%	23	1433	1.61%	30	1472	2.04%
愛知中学校	9	426	2.11%	13	437	2.97%	12	418	2.87%
秦荘中学校	0	220	0.00%	1	206	0.49%	0	223	0.00%
中学校合計	9	646	1.39%	14	643	2.18%	12	641	1.87%

(各年度 5 月 1 日現在、学校基本調査の調査時点)

表 22 は、小学校、中学校別に、在籍した外国人児童生徒の国籍別内訳を示したものです。ブラジル国籍が大半である傾向は一貫していますが、フィリピン国籍が増加傾向にあることがわかります。町の教育委員会雇用の支援人材 2 名が常時対応できるのは英語とポルトガル語、スペイン語のみで、タガログ語、中国語は、県から外国人児童生徒いきいきサポート支援員の派遣を月に 1～2 回受けて対応しています。しかしベトナム語など県にも支援人材が存在しない場合も出て来ています。

表 22 町立小中学校在籍の外国人児童生徒数(国籍別、2015～2017 年度)

年度	国籍	ブラジル	ペルー	フィリピン	その他	合計
2015	小学校	13	2	6	0	21
	中学校	6	1	1	1	9
	合計	19	3	7	1	30
2016	小学校	21	0	6	1	28
	中学校	6	4	3	0	13
	合計	27	4	9	1	41
2017	小学校	23	0	6	1	30
	中学校	5	3	4	0	12
	合計	28	3	10	1	42

(各年度 5 月 1 日現在)



以上のように、外国人児童生徒の増加や多国籍化が進み、課題も多様化しています。外国人児童生徒の中には、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている場合も多く見受けられ、その支援体制の一層の充実が必要となっています。

また、定住外国人生活支援員によれば、以前に比べると子どもが母語を理解しなくなってきており、そのことについて悩んでいる外国人町民が多くなっているとのこと。子どもの発達において親の話す言語（母語・継承語）の維持はとても大切な課題であり、それを促すための取組みが求められます。

外国人児童生徒の増加を受け、文部科学省初等中等教育国際教育課では、2011年3月に、外国人児童生徒にかかわる様々な人々が、それぞれの立場で具体的にどのような視点を持ち、どのような取組みを行うことが必要かを示した「外国人児童生徒受入の手引き」¹¹（2011年3月）を作成しました。この中には母語・母文化の保持のための取組みについても触れられています。しかし、愛荘町の教育現場で、全般的に十分に活かされているとは言えない状況です。

¹¹ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

◆義務教育終了後

表 23 は、町内で公立中学校を卒業した外国人生徒の進路状況をまとめたもので、図 13 はその累計を円グラフで示したものです。愛知中学校と秦荘中学校をあわせて、5 年間に卒業した外国人生徒 32 名のうち、日本の高校に進学が 21 人 (65.6%)、サンタナ学園に進学が 1 人 (3.1%) で、これらをあわせた進学が 22 人 (68.8%) です。また就職は 1 人 (3.1%)、家事手伝が 9 人 (28.1%) で、これらをあわせた非進学が 10 人 (31.2%) です。日本人の生徒のほぼ 100%が進学であることに鑑みれば、7 割を下回る進学率はかなり低いと言えます。また進学先の高校も、通信制や定時制などが多く、特に通信制の場合は卒業に至らず中退してしまうケースも多くあります。よりきめ細やかな進路保障の取組みのもとに、進学率を向上させる必要があります。

表 23 外国人生徒の中学校卒業後の進路 (2012～2016 年度)

学校	年度	2012	2013	2014	2015	2016	累計
愛知	卒業生数	3	3	10	5	6	27
	日本の高校 (通信、定時制含む) 進学	3	3	4	4	4	18
	サンタナ学園					1	1
	就職				1		1
	家事手伝			6		1	7
秦荘	卒業生数	0	3	1	0	1	5
	高校進学		1	1		1	3
	家事手伝		2				2

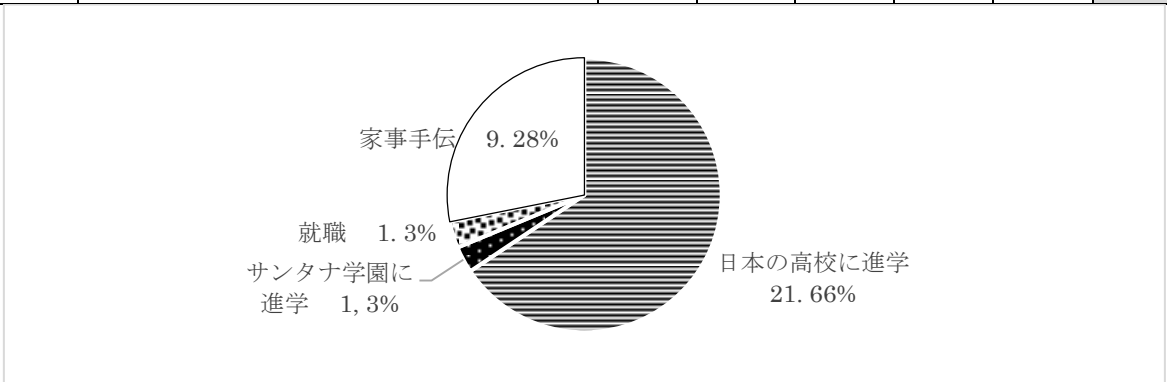


図 13 外国人生徒の中学校卒業後の進路 (2012～2016 年累計)

◆外国人学校

町内には、1998 年に設立されたブラジル人学校、コレジオ・サンタナ学園 (Collegio Santana) が存在します。2001 年 2 月、ブラジル政府の公認を受け、現在も 0 歳～高校生までの子どもたちが保育を受け、学んでいます。カリキュラム・教科書はすべてブラジル本国のものを使用していて、通学範囲は広範にわたり、愛荘町のほか、東近江市、近江八幡市、彦根市、野洲市、

湖南省、甲賀市などで、バス送迎がなされています。もっぱら保護者からの月謝によって運営され、保育所としても、学校としても、公的な補助がないため、常に財政難にあります。一方、2017年度には、この状況の改善を目的に、NPO法人コレジオ・サンタナが設立されました。

表 24 は、2017 年 11 月現在の、コレジオ・サンタナ学園に在籍する学齢期の子ども的人数です。また表 25 は、そのうち小学校年齢の子ども的人数を年齢別に示したものです（放課後の学童保育を除く）。2016 年、2017 年とも、低学年はゼロで、高学年のみ在籍していることがわかります。先に述べた通り、コレジオ・サンタナ学園で保育を受けている年長児は、ほぼすべてが居住地の公立小学校に就学します。しかし、うまく適応できなかった場合に、小学校高学年になる頃に戻ってくるケースがあり、学齢期の在籍児のほとんどが一度は日本の学校に通った経験があるといえます。

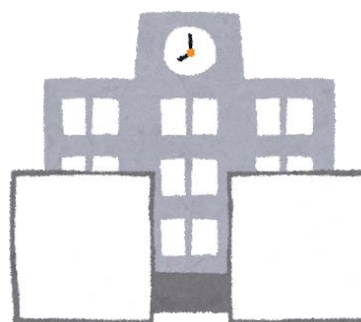
表 24 コレジオ・サンタナ学園に在籍する子ども的人数(2017 年 11 月現在)

年齢区分		人数	うち愛荘町
義務教育年齢	小学校	9	3
	放課後のみ	8	6
	中学校	12	5
	小計	29	14
高校年齢		7	5
合計		36	19



表 25 サンタナ学園在籍の小学校年齢の子ども的人数(年齢別、2016 年、2017 年)

	2016 年 10 月	2017 年 11 月
6 歳	0	0
7 歳	0	0
8 歳	0	0
9 歳	3	0
10 歳	7	4
11 歳	4	5



2017 年 2 月より、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が施行されています。この法律は、不登校の子どもを現に受け入れているフリースクールへの財政的支援を可能にする必要性から議論が始まって成立したもので、地方公共団体においても教育機会の確保に関する施策の推進が求められています。先にみたように、コレジオ・サンタナ学園が果たしてきた役割には、日本の学校に一度は行ったが適応できない子どものセーフティネットとしての役割があることから、教育機会確保の推進の観点からの支援が望まれます。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
外国人支援員・教育国際指導員の派遣	・外国人児童の教育支援のため、2011年4月から定住外国人生活支援員を愛知川地域の幼稚園、小中学校に派遣 ・外国人児童生徒の教育に関する相談、通訳、翻訳など、生徒の教育支援を実施（教育振興課）
外国人児童生徒教育支援事業	県の外国人生徒教育支援事業を活用し、外国人児童生徒いきいきサポート支援員の配置（教育振興課）
学校生活支援員の配置	小学校児童の生活面でのきめこまやかな指導と、学校生活全般の充実化のため、小学校1年の学級に学校生活支援員を配置（教育振興課）
外国人日本語指導対応加配教員の配置	県からの加配教員1名を愛知川小学校、愛知川東小学校、愛知中学校の各校に配置し、外国人児童の日本語指導など、学習指導の充実を図っている。（教育振興課）

今後の取組みの方向性

- 文部科学省初等中等教育国際教育課「外国人児童生徒受入の手引き」（2011年3月）に従って、教育委員会、学校管理職、日本語指導担当教員、在籍学級担任の役割を明確にし、受入環境を改善します。
- 日本語指導加配教員や在籍学級担任の実践経験が校内・町内で共有されるような仕組みを作ります。
- 転入／転出、中学校進学、あるいは町内外の外国人学校との間での転入／転出において、日本語を含む学習状況が引き継がれるようにします。
- 子ども自身が外国籍である場合だけでなく、親のどちらかが外国人である子どもの把握に努め、固有の課題に適切に対応できる体制をつくります。
- 学齢簿、指導要録、卒業証書等、公文書への本名記載を徹底します。
- 滋賀県教育委員会が各市教育委員会と連携して実施している「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」への参加を通じて支援を充実します。

「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」とは
帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組みを支援する文部科学省の事業です。滋賀県では、県教委と長浜、近江八幡、甲賀、湖南、彦根の各市教委、大津市教委が2013年度から実施しています。

- 子どもの母語（継承語）・母文化の保持、修得を援助する取組みを行います。
- 義務教育終了後の追跡調査など実態の把握をするとともに、進路保障の取組みを強化します。そのために、先に述べた放課後教室や土曜日の学習支援活動などを活用することを検

討します。

- 教育機会確保法が、教育機会の確保のために地方公共団体と民間団体等の密接な連携を求めていることに鑑み、NPO 法人コレジオ・サンタナ等と連携して外国人の子どもの教育機会確保の方策を検討します。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
就学についてのわかりやすい情報提供	やさしい日本語、ふりがなを使った情報提供の実施 (教育振興課)	継続				
多文化共生理解教育の実践 (重点取組み)	多文化学習機会の提供により児童生徒の国際的な意識の高揚を図る (保育園・幼稚園・小中学校・教育委員会)	継続				
町立学校転入学にあたっての適応指導の実施 (重点取組み)	転入学児童生徒への補充事業(日本語の基礎理解や主要教科の補充授業)実施 (教育振興課)	継続				
町立学校における生活、学習支援員の設置と充実 (重点取組み)	外国人支援員・教育国際指導員の派遣の継続 (教育振興課・総合政策課)	継続				
	外国人日本語指導対応加配教員や支援員の県への配置要請 (教育振興課)	継続				
外国人児童生徒のアイデンティティの確立と多文化共生を肯定評価する教育・保育の実践	多文化共生教育に関する研修会への参加促進(小・中学校・幼稚園・保育園)	継続				
	多文化共生教育に関する授業研究会の校区での開催 (小・中学校・幼稚園 保育園・学童保育)	継続				
外国人児童生徒の保護者との連携、意識啓発および日本の教育制度についての情報提供	外国人児童生徒およびその保護者向けの進路ガイダンスへの参加促進と教育制度についての情報提供の実施(小、中学校・幼稚園・保育園・教育振興課)	継続				
外国人児童生徒への母語、母語文化について学習する機会の提供 (重点取組み)	母語・母文化に関する学習機会の提供 (総合政策課 国際交流協会)	新規				
	ポルトガル語課外学級(クラブ活動)の設置の検討(教育振興課・総合政策課・国際交流協会)	新規				

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
就学・進路などに関する疑問、不安、問題に対する相談窓口の設置	外国人支援員・教育国際指導員による支援 (教育振興課)	継続				
外国人児童生徒の就学の実態把握と不就学児童生徒への支援	不就学児童生徒の実態把握と支援 (教育振興課・幼稚園・小・中学校)	継続				
多文化共生、国際理解教育の推進	外国人町民など多文化人材を活用し、多文化共生・国際理解教育を推進する (総合政策課・国際交流協会)	新規				
	小・中学校での国際理解教育の充実と、そのための教員の研修の実施 (総合政策課・国際交流協会・教育振興課)	新規				
外国人学校との交流促進	外国人学校と町立小中学校の交流の促進 (総合政策課・国際交流協会・教育振興課・子ども支援課)	拡充				
文部科学省策定の手引きに従った受入の促進	文部科学省初等中等教育国際教育課「外国人児童生徒受入の手引き」(2011年3月)に従った受入促進。 (教育振興課)	検討	新規			
	上記および本プラン推進のために必要な教職員定数の確保と教職員の専門性の向上を国・県に要求 (教育振興課)	検討	新規			
校内・町内での実践の交流、蓄積、受け継ぎ	日本語指導加配教員や在籍学級担任の実践経験が校内・町内で共有され、蓄積され、受け継がれるための仕組みを作ります。(教育振興課・小・中学校)	検討	新規			

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
児童生徒や親の国籍の把握	教育委員会および学校で在籍する児童生徒や親の国籍を把握する仕組みを確立し、個別の課題に適切に対応できるようにする (教育振興課)	検討	新規			
	公文書への本名記載の徹底 (教育振興課 小・中学校)	新規				
国・県の事業への参加を通じた支援の充実	「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」等、国や県の事業に積極的に参加して支援の充実をはかる (教育振興課)	検討	新規			
教職員の資質・専門性向上に向けた取組み	教職員の多文化共生理解を深めるため、研修会への参加など学習機会を作る (総合政策課・国際交流協会・教育振興課)	検討	新規			
外国人生徒の高校進学率向上に向けた取組み	高校進学に関する実態把握と、高校進学率の向上にむけた中学生の学習支援 (教育振興課)	検討	新規			
外国人の子どもの教育機会確保の推進	NPO 法人等と連携して外国人の子どもの教育機会を確保する (教育振興課・総合政策課)	新規				

4. 多文化共生の地域づくり

(1) 町民の多文化共生への理解促進

現状と課題

町内に外国人町民が増え始めた当初とは違い、すでに定住性が高まり、日本生まれの外国人町民も増え、日常生活を続けていく上で地域社会の支えあうネットワークに外国人町民が加わることは、きわめて重要な課題になっています。しかし外国人町民は、まだ日本語によるコミュニケーションが難しい場合も多く、地域とうまく関わりがもてない、地域からの情報を収集できないなど、地域社会に溶け込めず孤立してしまうことがあります。

また秦荘地域と愛知川地域の外国人町民の人口を比較すると、秦荘地域の約7倍の外国人町民が愛知川地域に居住しています。この格差は以前より小さくなっているものの、依然として大きな違いがあります。そのため、居住地域によって日本人町民と外国人町民の関わりや多文化共生への理解に差が生まれています。

地域社会における多文化共生に向けた理解が切実になるなか、多様な背景を持つ人々が互いに協力し地域を盛り上げていくための相互理解の取組みが求められています。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
町民に対する多文化共生についての啓発	多文化共生の地域づくりを目的とした啓発記事を町広報への掲載 (総合政策課)
外国語書籍、資料の充実	図書館で多言語の書籍・雑誌の閲覧と貸し出しにより、情報収集、多言語学習機会の提供 (図書館)
多文化共生をテーマとした交流イベントや講座の開催	町文化祭などのイベント時に多文化共生に関する啓発の実施。 多言語講座や国際理解講座の実施 (総合政策課・国際交流協会)

今後の取組みの方向性

- 日本人町民と外国人町民の交流を図るため、文化的背景や習慣、お互いの考え方など相互理解を促進できる生涯学習の機会や啓発事業に取組みます。
- 地域社会が同じ目標に向かってともに取り組んだ経験を積み上げることで育まれる連帯感や絆づくりを重視し、そのきっかけづくりに積極的に取組みます。
- 他の自治体の取組みも積極的に参照しつつ、外国人町民が多く暮らしていることを活用した地域活性化策を後押しします。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
町民への多文化共生の啓発	「広報あいしょう」への啓発記事の掲載 (総合政策課)	継続				
図書館における多言語図書の充実と利用促進	図書館に多言語の図書、雑誌、絵本等を継続して充実させ、外国人町民に利用を呼びかける。 (図書館)	継続				
多文化共生をテーマとした交流イベントや講座の開催	町文化祭などイベントを利用し、コーナー設置や展示の実施 (総合政策課・国際交流協会)	継続				
	多文化共生のまちづくりを学ぶ講座の開催 (総合政策課・国際交流協会)	新規				
	多言語講座や国際理解講座の開催 (総合政策課・国際交流協会)	継続				

(2) 人権尊重の意識づくり

現状と課題

「愛荘町人権尊重のまちづくり条例」(2007年)では、あらゆる差別の撤廃と人権擁護に努めることを掲げ、すべての町民の人権が平等に尊重されるまちづくりをめざしています。「愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画」(2013年)では、「外国人住民の人権が尊重される社会の実現」も位置づけられました。

条例制定に先立って実施された「人権に関する町民意識調査」(2011年度)では、「外国籍住民が増加していること」について、「地域社会から国際化を進めることは大切であり、歓迎すべき」とする肯定的回答(32.7%)に比べ、「社会の情勢だからやむを得ない」(35.2%)や「言葉や生活習慣が異なる人とうまく付き合えないので不安である」(15.2%)という否定的な回答が多いという結果となりました。日本人町民への積極的な人権啓発の取組みが必要です。

近年、特定の民族や国籍の人々の排斥を扇動する言動、ヘイトスピーチが社会的関心を集め、2014年には国連自由権規約委員会により日本政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されるに至りました。このような情勢の中、2016年には「ヘイトスピーチ解消法」(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律)が施行されました。

この法の成立を前後して、法務省は外国人への差別に関する実態調査をはじめて行い、外国人の人権をテーマにした啓発に積極的に取り組んでいます。法成立を受けて、地方自治体にお

いても、川崎市が公的施設でのヘイトスピーチを事前規制するガイドラインを策定するなど、実効性のある独自のルール作りが始まっています。

日本人町民と外国人町民が互いのちがいを認め合い、同じ地域に暮らす仲間として生かしかえる共生への試みを通して、町民による地域社会への関心を深め、支えあう草の根自治へと発展させなければなりません。外国人町民も一人の町民であり、また日本人と変わらない地域の構成員であるという視点に立ち、外国人差別の解消を目指した啓発活動等を継続して取り組んでいく必要があります。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民や町内企業・事業所の従業員を対象に、外国人差別を含めた人権問題研修の実施 ・ 町内企業、事業所、自治会などの依頼に応じて、人権教育の推進を図るための講師派遣の実施（商工観光課・生涯学習課）
町職員、町議会議員の研修の実施	多文化共生をテーマにした研修の実施

今後の取組みの方向性

- 行政職員の多文化共生意識の向上に努めます。
- 「愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画」に基づいて、引き続き外国人町民に係る人権啓発の取組みを進めます。
- 町内のあらゆる団体や企業と連携し、多文化共生のまちづくりを進めます。そのために必要な学習の機会を設け、町の施策に多文化共生を基本理念として位置づけていきます。
- 町の人権研修講師のスキルアップの向上につとめます

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
町職員の多文化共生意識を深めるための研修の実施	多文化共生をテーマにした職員研修の実施 (総務課)	新規				
	人権施策推進のための町議会議員の人権啓発研修会の開催 (議会事務局)	継続				

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
外国人差別の解消	外国人差別をはじめとするあらゆる差別や秩序・風俗を乱す団体等への施設の貸出し禁止 (各課)	継続				
人権教育の推進	町内の企業や自治会に対し、外国人差別を含めた人権研修の実施と講師の派遣 (商工観光課 生涯学習課)	継続				

(3) 外国人町民の自立と地域社会への参画

現状と課題

愛荘町では、自治会、ボランティア団体などによりさまざまな活動が行われています。これらの活動に参加する外国人町民もいないわけではありませんが、多いとは言えません。自治会などの日本独特の地縁組織が果たす役割について理解を得ることや参加促進が課題となっています。

外国人町民も、友人、家族などを通して、独自のコミュニティを形成しています。つながりは地域を越え、外国人同士の貴重な共助関係を生み出すネットワークとして機能しています。一方、行政サービス、職や住宅探しなどの生活に欠かせない情報が、言葉の問題から正確さを欠いたまま届いてしまい、サービスの提供を受けられない等の問題も抱えています。外国人町民が自立を重ねて行く上で、身近な地域社会の自治会活動への参加をはじめ、地域の支えあうネットワークにも加わって行くことは、重要な社会参画です。また、こうした社会参画を通して得られる正確な情報が、外国人独自のコミュニティの活性化に役立つことが期待されます。

現在、愛荘町が設置している審議会、委員会に外国人町民が委員に就任した実績は、本プラン策定懇話会以外にはなく、外国人町民を含む町民の意見を町政に反映させるためにはさらなる工夫が必要です。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
住民投票制度における外国人町民の投票権の保障	通勤・通学者も含め、投票権の保障 (総務課)
各種委員会等への外国籍町民の登用	外国籍町民の意見を町政に反映させるため、愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会で外国人町民を委員に登用 (総合政策課)

今後の取組みの方向性

- 外国人住民も地域づくりの担い手であるという意識がもてるよう、各自治会に対して交流

の場づくりを促し、地域の情報回覧や掲示板の多言語化の支援、また日本人住民と外国人住民の意見交換の場にファシリテーターの派遣を行い、地域の一体感の醸成に努めます。

- 町民に対し、外国人町民の自治会などの地域活動への理解や参加を推進します。
- 外国人町民が地域づくり、社会づくりに参画できるよう住民投票への参加や各種審議会・委員会へ外国人町民の選任を進めていくと同時に、行政への意見聴取などの機会も設けます。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
文化・スポーツ事業に参加しやすい環境づくり	町や各種団体が行うイベントに外国人町民が参加しやすい環境づくり (生涯学習課)	新規				
住民投票制度における外国人町民の投票権行使の保障	多言語対応など投票権を実質的に保障するためのガイドラインの策定 (総務課)	新規				
審議会や委員会等に外国人町民の意見を反映する工夫	外国人町民の委員への登用と、そのために必要な情報提供の多言語化(各課)	継続				
外国人コミュニティとの連携と支援 (重点取組み)	外国人町民が必要としている情報の発信や交流の場づくり (総合政策課・国際交流協会)	新規				
自治会・子ども会への外国人町民の参加促進	自治会組織や子ども会に関する外国人町民の理解と加入の促進 (総務課・生涯学習課)	新規				
多文化共生の自治会づくり	町内で多文化共生をすすめるモデル自治会を作り、町がフォローすることで町内の多文化共生をすすめていく (総務課)	新規				

(4) 町民が主体となつて行う多文化共生活動の支援

現状と課題

町内の自治会には地元にある外国人学校への支援をきっかけに、夏祭りや文化祭などを通じての交流が続いており、地域の特色を生かしながら、自治会や町民が主体となった独自の活動や交流を行っているところもあります。

2011年には愛荘町国際交流協会が設立され、町民と行政をつなぐ中間組織として、町民主体の国際交流と多文化共生の推進を行っています。

町内にある唯一のブラジル人学校「NPO 法人コレジオ・サンタナ」は、教育保育施設として外国人の子どもたちの成長をサポートする重要な役割を担っているほかに、多文化共生に向けた地域の交流拠点にもなっています。町内のこうした外国人のコミュニティ施設があることは、町民の学習や啓発の機会として有益であるだけでなく、「コレジオ・サンタナ」から発信し、町のさまざまな取組みに外国人住民の参加が促進されるなど、町政への協力も進んでいます。

「コレジオ・サンタナ」は、ブラジル政府から認可を受けており、滋賀県の未認可保育施設リストにも掲載されていることから、子どもたちの心身発達に関わる公益的事業に取り組む団体として町政とのさらなる連携に向けその基盤づくりが広がっていくことが求められます。

愛荘町では、合併前の旧愛知川町からアメリカのウエストベンド市と姉妹締結（1998年）を結んでいます。姉妹都市締結以前の1994年から中学生海外派遣研修事業として町内の中学生のホームステイ研修を実施しており、2017年現在、23回の事業の実施と312名の中学生を派遣してきました。

現在実施している取組み

取組み	内容・成果
姉妹都市交流事業	・姉妹都市であるアメリカ合衆国ウエストベンド市へ町内中学生を派遣し人材育成の実施 (総合政策課)
町内の外国人学校との交流・支援	一部の自治会では、行事(夏祭りや文化祭)による交流と支援の実施により、地域住民の異文化理解を深め、多文化共生の地域づくりの推進を図る。 (自治会・支援団体)
国際交流協会の活動支援	国際交流協会の活動や日本語教室への支援の実施 (総合政策課)

今後の取組みの方向性

- 愛荘町国際交流協会の支援を実施し、連携を図りながら、多文化共生のまちづくりを推進します。
- ウエストベンド市との文化交流・人材交流を通じて、友好関係をさらに深め、国際感覚の豊かな人材を育成します。
- 多文化共生活動に関わる団体への支援と人材づくりを推進します。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
国際交流協会の活動 支援 (重点取組み)	協会の自主事業や組織基盤強化の支援、姉妹都市交流事業、日本語教室への支援の実施 (総合政策課)	継続				
多文化共生活動に関 わる団体への支援	多文化共生や国際交流を行う団体の主体的な活動の支援と人材育成を図る (総合政策課・国際交流協会)	継続				

日本語教室の様子



5. 多文化共生推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

現状と課題

多文化共生社会を実現するためには、町政における方針を示すとともに、各施策を適正に実施するため、国や県の動向などを踏まえ、庁内での情報共有をはかりつつ、連携して各施策が実施できるような体制の整備が必要となります。第1次プランでは、適正に実施された施策もありますが、進捗管理を行わずに計画が実行に移されなかったり、成果が十分に得られていない施策もあります。

愛荘町の多文化共生の推進は、行政、外国人町民も含めた町民、企業など、多文化共生に関わるものが主体となって協働して取り組むことが重要です。

現在実施している取組み

取組み	内容 ・ 成果
愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会（庁外組織）の設置	識見者、諸団体の代表、外国人町民などを中心に構成した懇話会を組織し、愛荘町多文化共生推進プラン第2次計画原案を策定（総合政策課）
愛荘町多文化共生推進本部の設置	愛荘町多文化共生推進プランを効果的に取り組むため、全庁的な体制として愛荘町多文化共生推進本部を設置（総合政策課）

今後の取組みの方向性

- 多文化共生推進プランを総合的に推進するため、行政の組織内部の連携・調整機能の充実を図り、職員研修に多文化共生についての学習を取入れます。
- 愛荘町多文化共生推進本部によるプランの進行管理および、全庁的な取組みを行います。
- 第1次プランでは点検と評価が不十分であったことを踏まえ、第2次プランでは、進捗状況を点検・評価する体制を整備します。また、新たな取組みの提案もしくは取組みの見直しを提言するなど状況の変化に対応した進捗管理を行います。

具体的な取組み

具体的施策	具体的な取組み内容・区分・推進主体	実施年度				
		2018	2019	2020	2021	2022
本プランの進行管理および評価を行う仕組みの構築 (重点取組み)	愛荘町多文化共生推進本部の設置による進行の管理と本プラン推進に町民の意見を反映させるための組織の設置 (総合政策課)	新規				

(2) 地域・団体などにおける役割分担と連携・協働

現状と課題

国際交流や国際協力はさまざまな団体で実施され成果をあげていますが、一方で時代の流れとともに新たな課題も多く存在するようになり、課題解決のための取組みや支援が必要とされています。

こうした課題に対して効率的、効果的に取組みを進めるためには、それぞれが果たすべき役割を明確にし、連携を図ることが必要です。多文化共生推進プランの取組みは日常生活全般にわたるため、着実に推進していくためには、さまざまな担い手がそれぞれの役割を果たし、連携を強化しながら取り組んでいく必要があります。このため各関係機関などに期待する役割をここに示します。

外国人町民も共に参画し、双方が協力体制を構築しながら、地域の特色に応じた独自の多文化共生の活動を根付かせていくことが重要です。

今後の取組みの方向性

- 多文化共生推進施策を計画的かつ総合的に推進するため、町における推進体制を整備するとともに各関係機関や町民に求められる役割を示します。

【町の役割】

町は町民にとって最も身近な自治体であることから、町民のニーズを把握し、外国人町民も日本人町民も共に笑顔で安心、安全な生活を送ることができるよう、必要なサービスを積極的に提供することが求められます。

また、地域の独自性を生かした多文化共生のまちづくりの推進を図るための取組みを組織的、継続的に行うことが求められます。

【町民の役割】

多文化共生のまちづくりの実現には、町民一人一人の意識改革と協力が不可欠です。日本人町民は、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人町民を対等な仲間・パートナーとし

て受け入れるとともに、積極的に外国人町民との交流を深めることが求められます。また外国人町民は、日本で暮らすために必要な日本語を習得し、町民の一員として主体的に活躍することが求められます。

【自治会の役割】

自治会は外国人町民にとって最も身近な地域であり、他の町民と交流し、協働していく関係作りを進めることが重要です。共に同じ地域に暮らす町民として、お互いの文化的背景や考え方などの相互理解が促進できるよう、専門家の助言を受け交流する場を設けるなど、多文化共生の地域づくりを推進することが求められます。

【教育・保育機関（保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校）の役割】

学校や保育所・幼稚園で、多文化への興味や関心を育てていくことは重要であり、一つのイメージに凝り固まらず、他者への豊かな想像力を育むことができる環境づくりが求められます。

また、外国人の子どもが、多言語能力を発揮し、多様な進路へと選択の幅を広げられる学校教育が求められます。外国人の子どもたちも、町の活性化の担い手となってくれる将来像をイメージし、町内の県立高校の効果的な活用方法も含め教育環境の整備、進学、就職に関する支援体制の整備が求められます。

【外国人学校・保育所の役割】

町内の唯一の外国人学校（保育所・学童保育所）では、外国人の子どもたちの教育と保育の両面を担っているだけでなく、外国人コミュニティの中心となっています。この実態を生かし、必要な支援を受けながら、町の多文化共生推進の重要な主体として活躍することが求められます。

【国際交流協会の役割】

2011年9月に設立した愛荘町国際交流協会は、日本語教室など、外国人住民の支援のための活動を通じて、町と住民や自治会、各種団体とをつなぐ中間組織としての役割が求められます。

【社会福祉協議会の役割】

多文化共生社会のニーズに合った活動を展開するボランティア団体の育成および子育てサロンなど外国人住民が参加しやすい環境づくりを行い、外国人住民に対する地域福祉の充実を図ることが求められます。

【人権教育推進協議会の役割】

外国人町民に対する偏見や差別について重要項目として取組みを強化し、差別解消のための積極的な人権学習の機会の提供と啓発活動の実施が求められます。また、関係機関との連携を図りながら人権尊重のまちづくりのための取組みを進めることが求められます。

【企業の役割】

外国人労働者を雇用している企業は、労働基準法、労働契約法、最低賃金法、労働安全法、衛生法など労働関係法令を遵守し、企業としての社会的責任を果たすことが求められるとともに、安心して就労できる環境づくりのための家庭支援にも配慮することが求められます。また、日本語習得など外国人労働者の日本社会への適応を促進するための取組みも求められます。

(3) 国、県および他市町との連携

現状と課題

1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）で構成する湖東定住自立圏推進協議会人材育成部会では、「医療通訳」の制度化について検討するなど連携を図っています。

多文化共生施策は町単独では実施できない取組みもあることから、必要に応じて国や県および他市町との連携を図ることが求められます。ここでは、国や県、他市町の役割を明確にし、より効果的な取組みの推進を目指していきます。

併せて、国の「日系定住外国人施策の推進について」や滋賀県の「滋賀県多文化共生推進プラン」も策定されていることから、国や県と連携を図りつつ、さらには近隣他市町と互いに連携しながら、現状にあわせた多文化共生施策に取り組む必要があります。

今後の取組みの方向性

- 実情を踏まえた多文化共生に関する指針・計画を策定し、必要に応じて県や他市町と連携を図りながら事業を実施します。
- 外国人当事者が行政の現場で活躍できる職種や業務開発などに期待し、外国人住民も対人支援の現場で活躍できる「医療通訳」や「多文化ソーシャルワーカー^⑩」の制度化について検討するなど連携を図っていきます。

【国の役割】

外国人の出入国管理をはじめとする諸制度は国の所管であるため、外国人の受け入れに関する基本方針を策定し、法令や制度の整備を行い、必要に応じて地方公共団体と連携していくことが望まれます。また、外国人支援施策の多くが地方自治体に委ねられていることをふまえ、それに見合う財源確保をすることが望まれます。

【県の役割】

県は、市町を包括する広域の自治体として、広域的な課題への対応、市町では対応が困難な分野の補完、それと同時に、県立高校が多文化共生の交流拠点に、県立大学が多文化共生の知的拠点となるよう先導的な取組みなどの推進を図ることが望まれます。

【他市町の役割】

他市町、特に湖東定住自立圏を構成している1市3町（彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町）は、教育、住宅、防災、社会保障など、日常生活に関するあらゆる分野での行政サービスについて連携し、外国人住民の支援ニーズに関わり、その実態把握に努め、適切な直接支援が行われるよう可能な行政間連携をめざしていく必要があります。そのための国、県への政策提言を活発に行うことが必要です。

^⑩「多文化ソーシャルワーカー」とは、外国人が自国の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的問題に対して、ソーシャルワークの専門性を生かし、相談から解決まで支援する人材。（2010年2月発行愛知県多文化ソーシャルワーカーガイドブック）

【参考資料】

愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会設置要綱

平成22年8月1日

告示第 57 号

(設置)

第1条 愛荘町多文化共生推進プランの策定に必要な調査、研究および素案の策定等を行うため、愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、町の多文化共生推進プラン策定について調査審議する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 諸団体の代表者
- (3) 公募委員
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了し、その結果を町長に答申するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 懇話会に、会長および副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 懇話会は、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、政策調整室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会委員名簿

2018年3月現在

選出区分	氏 名	摘 要
①識見を有する者	会長 <small>かわ</small> 河 <small>かおる</small>	滋賀県立大学人間文化学部
②諸団体の代表者	副会長 <small>ほそえ</small> 細江 <small>しんいち</small> 新市	愛荘町国際交流協会
	<small>なかつ</small> 中田 <small>けんこ</small> ケンコ	サンタナ学園
	<small>くわはら</small> 桑原 <small>まさや</small> 正哉	愛知川小学校教諭
	<small>はせ</small> 長谷 <small>よしゆき</small> 佳幸	長谷金属株式会社
③公募委員	<small>たに</small> 谷 <small>えいぞう</small> 榮三	長野新町区長
④町長が適当と認める者	<small>きむ</small> 金 <small>くあんみん</small> 光敏	NPO法人 コリアNGOセンター

(順不同・敬称略)

愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会経過

開催日	審議内容
2017年7月19日	第1回愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会 ・懇話会委員の委嘱状交付と会長・副会長の決定 ・懇話会会長への諮問 他
〃 8月30日	第2回愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会 ・定住外国人生活支援員へのヒアリング (相談件数、相談内容の変化、近年の課題など)
〃 9月28日	第3回愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会 ・防災、自治会にかかる担当課へのヒアリング (現状と課題について)
〃 10月31日	第4回愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会 ・福祉関係各課へのヒアリング (現状と課題について)
〃 11月30日	第5回愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会 ・教育委員会へのヒアリング (現状と課題について)
〃 12月25日	第6回愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会 ・各課のヒアリングを終え、現状と課題の整理 ・プラン原案の確認
2018年1月17日	第7回愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会 ・プラン原案をもとに基本施策・具体的施策の検討 他
〃 2月5日	第8回愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会 ・プラン原案をもとに基本施策・具体的施策の検討 他
〃 2月14日	第9回愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会 ・プラン原案をもとに基本施策・具体的施策の検討 他
〃 2月22日	第10回愛荘町多文化共生推進プラン策定懇話会 ・プラン原案をもとに基本施策・具体的施策の検討 他

愛荘町多文化共生推進プラン推進本部設置規程

平成 23 年 9 月 1 日
訓令第 15 号

(設置)

第 1 条 外国籍住民が増加する中で、地域における外国籍住民を含むすべての町民が、異なる文化、習慣、価値観などを理解しあい、安心して暮らすことができる多文化共生を目指して、効果的な取組みを進めるために、全庁的な体制として、愛荘町多文化共生推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 多文化共生推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2) 多文化共生推進に係る関係課間の連絡調整に関すること。
- (3) その他多文化共生推進について必要な事項に関すること。

(施策の推進)

第 3 条 関係課は、本町の多文化共生推進に資する施策の効果的かつ円滑な推進に努めるものとする。

(組織)

第 4 条 推進本部は、愛荘町庁議規程(平成 18 年愛荘町訓令第 47 号)第 4 条に規定する課長会議構成員をもって充てる。

(本部長等)

第 5 条 推進本部に、本部長および副本部長を置き、本部長は町長をもって充て、副本部長は、副町長の職にあるものを充てる。

2 本部長、推進本部を代表し、会務を総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 6 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長は会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出、または説明を求めることができる。

(幹事会)

第 7 条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、愛荘町庁議規程第 3 条に規定する政策調整会議構成員をもって充てる。

3 幹事会の運営は、推進本部の例による。

(庶務)

第 8 条 推進本部および幹事会に関する庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

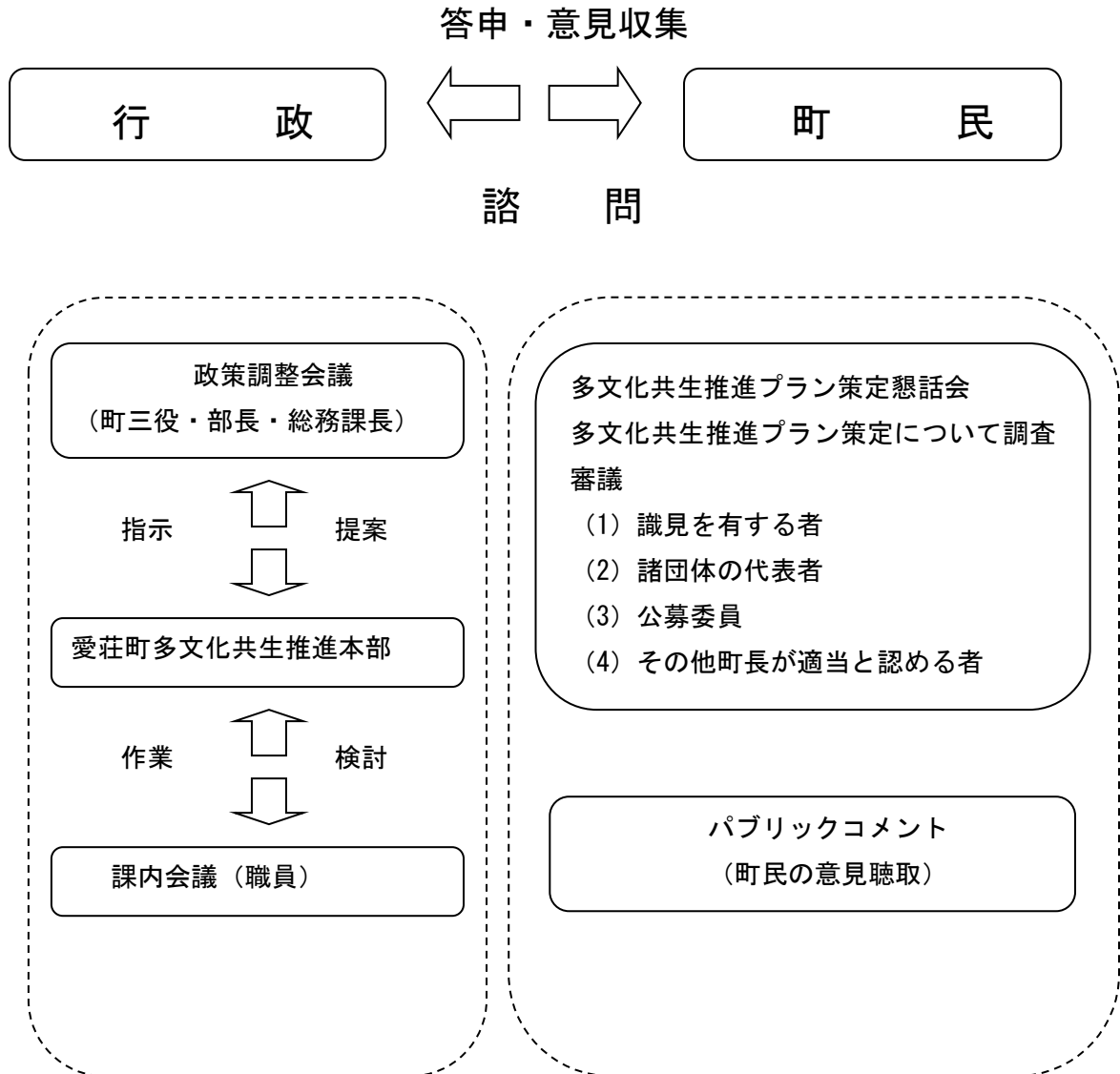
付 則

この訓令は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 4 月 1 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

愛荘町多文化共生推進プラン策定体制



関連文献一覧

国／中央省庁が策定した指針・計画・報告書など

- 内閣府「日系定住外国人施策に関する基本指針」2010年8月
- 内閣府「日系定住外国人施策に関する行動計画」2011年3月
- (内閣府) 日系定住外国人施策推進会議「日系定住外国人施策の推進について」2014年3月
- 総務省「地域における多文化共生推進プラン」2006年3月
- 総務省「多文化共生事例集～多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来～」2017年3月
- 総務省「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会報告書」2018年3月
- (文部科学省) 初等中等教育における外国人児童生徒教育充実のための検討会「外国人児童生徒教育の充実方策について」2008年6月
- 文部科学省初等中等局長「外国人児童生徒教育の充実について(通知)」2006年6月
- 文部科学省初等中等教育局国際教育課「外国人児童生徒受入の手引き」2011年3月
- 外国人労働者問題関係省庁連絡会議『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」2006年12月
- 法務省入国管理局「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」2009年12月
- 厚生労働省「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」2007年8月
- あんしん賃貸住宅推進協議会「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」2005年3月

滋賀県が策定した指針・計画など

- 滋賀県「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」(1998)
- 滋賀県「滋賀県人権施策基本方針」(2003)
- 滋賀県「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」(2004)
- 滋賀県「滋賀県国際施策推進大綱(改訂版)」(2007)
- 滋賀県教育委員会「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」(1997)
- 滋賀県教育委員会「外国人児童生徒に関する指導指針」(2005)
- 滋賀県「滋賀県多文化共生推進プラン」2010年4月
- 滋賀県「滋賀県多文化共生推進プラン」2015年4月

国／中央省庁／県や外郭団体などによる多文化共生関連のWebサイト

- 内閣府「定住外国人施策ポータルサイト」

<http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html>

- 外国人労働者問題関係省庁連絡会議
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gaikokujin/index.html>
- 文部科学省「海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育などに関するホームページ (CLARINET)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm
- 厚生労働省「外国人雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html
- 自治体国際化協会 (<http://www.clair.or.jp/>)
 - 「多文化共生のまちづくり促進事業」(助成事業)
http://www.clair.or.jp/j/multiculture/kokusai/page_8.html
 - 「多文化共生関係資料」(助成事業の事例集)
<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/shiryou/jigyo-genre.html>
 - 「多文化共生ポータルサイト」
<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/>
- 滋賀県国際協会
<http://www.s-i-a.or.jp/>

その他参考図書・参考 Web サイト

- 外国人医療・生活ネットワーク編『講座 外国人の医療と福祉 NGO の実践事例に学ぶ』移住労働者と連帯する全国ネットワーク(2006年)
- 移住労働者と連帯する全国ネットワーク編『外国籍住民との共生に向けて NGO からの政策提言』移住労働者と連帯する全国ネットワーク(2009年)
- 移住労働者と連帯する全国ネットワーク『外国人をサポートするための生活マニュアル』(日英・日中対訳)スリーエーネットワーク(2007年)
- 移住労働者と連帯する全国ネットワーク(移住連)
<http://www.jca.apc.org/migrant-net/Japanese/Japanese.html>
- 外国人入国法連絡会
<http://www.g-jinkenho.net/>



愛荘町多文化共生推進プラン（2018年～2022年度）

発行 2018年4月

編集 愛荘町総合政策課

〒529-1380

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

電話 0749-42-7684

F A X 0749-42-6090